

金樓子譯注(四)

興膳宏

箴戒篇二(承前)

26 漢哀帝即位、寵任董賢^②、均田之制、從此墮壞^③。百姓訛言、持籌相驚、被髮徒跣而走^④。漢氏衰矣。

漢の哀帝が即位すると、董賢を寵愛して任用し、均田の制度はこれから崩壊した。民衆はでたらめを言いふらし、お札を持って騒ぎ立て、髪を振り亂し裸足で駆け回った。これで漢王朝は衰弱した。

[注]

① 漢哀帝即位 漢哀帝(前二五―前二一)、諱は欣、字は喜。元帝の庶孫で、定陶恭王の子。母は丁姫。在位前七一前一。なお、『永樂大典』一一一四八・二十有「走」に引く『金樓子』箴戒

篇には、次のようにある。「漢哀帝即位、寵任董賢、均田之制、從此墮壞。百姓訛言、持籌相驚、被髮徒跣而走。漢氏衰矣。」

② 董賢 董賢(前二三―前二)、字は聖卿。雲陽(陝西省)の人。幼時から哀帝に寵愛されて、常に帝に近侍し、要職を歴任して出世を重ね、二十二歳にして大司馬衛將軍に任ぜられた。董賢の一族はもとより、僮僕に至るまで手厚い待遇を受けた。哀帝の没後、太后の命を受けた王莽によって大司馬の印綬を剝奪され、妻と共に自殺した。『漢書』九三佞幸傳。

③ 均田之制二句 『漢書』八六王嘉傳によれば、董賢の重用に批判的な丞相王嘉は、しばしば上書して諫言した。その封事に次のようにいう。「詔書罷苑、而以賜賢二千餘頃、均田之制、從此墮壞」。注に、「孟康曰、自公卿以下至於吏民、名曰均田、皆有頃數、於品制中令均等。今賜賢二千餘頃、則壞其等制也。師古曰、苑、古苑字。墮、音火規反」。

④ 百姓訛言三句 これも王嘉の封事による。「奢僭放縱、變亂陰陽、災異衆多、百姓訛言、持籌相驚、被髮徒跣而走、乘馬者馳、天惑其意、不能自止。或以爲籌者策失之戒也。陛下素仁智慎事、今而有此大譴」。「籌」について、注に、「師古曰、言行西王母籌也」。『漢書』哀帝紀にも、次のような記事がある。「建平」四年春、大旱。關東民傳行西王母籌、經歷郡國、西入關至京師。民又會聚祠西王母、或夜持火上屋、擊鼓號呼相驚恐、注に、「師古曰、西王母、元后壽考之象。行厨、又言執國家籌策行於天下」。また、同書五行志下之上にも關連記事が見

える。「哀帝建平四年正月、民驚走、持葉或楸一枚、傳相付與、曰行詔籥。道中相過逢多至千數、或被髮徒踐、或夜折關、或踰牆入、或乘車騎奔馳、以置驛傳行、經歷郡國二十六、至京師。云云。」

27 漢哀帝時、董賢母病、長安廚給祠具、道中過者皆飲食。^{*③}
爲賢治器、成、奉御乃行。賜及蒼頭奴婢、人十萬錢。

漢の哀帝のとき、董賢の母が病にかかると、長安宮中の料理官は祭祀の器具で炊事し、路上の通行人までがみな飲食した。董賢のために器具を作って、それができあがると、帝に捧げた上で下賜した。下僕や奴婢まで、一人ごとに十萬錢にまでなるほどだった。

〔校勘〕
「食」…各本とも「酒」に作るが、『漢書』王嘉傳に従って改める。

① 董賢母病云云 『漢書』八六王嘉傳の載せる丞相王嘉の封事

金樓子譯注(四)(興膳)

〔注〕

に、26注に引用した個所に先んじて、次のようにあり、本文はこれにもとづく。「陛下在國之時、好詩書、上儉節、徵來所過道上稱誦德美、此天下所以回心也。初即位、易帷帳、去錦繡、乘輿席緣繚繪而已。共皇寢廟比比當作、憂閔元元、惟用度不足、以義割恩、輒且止息、今始作治。而駙馬都尉董賢亦起官寺上林中、又爲賢治大第、開門鄉北闕、引王渠灌園池、使者護作、賞賜吏卒、甚於治宗廟。賢母病、長安廚給祠具、道中過者皆飲食、爲賢治器、器成、奏御乃行、或物好、特賜其工、自貢獻宗廟三宮、猶不至此。賢家有賓婚及見親、諸官並共、賜及倉頭奴婢、人十萬錢。使者護視、發取市物、百買震動、道路譙譁、羣臣惶惑。また同書九三佞幸董賢傳にも關連記事がある。「下至賢家僮僕、皆受上賜、及武庫禁兵、上方珍寶」。『奉御』は、天子に上奏すること。

② 長安廚給祠具 『漢書』王嘉傳注に、「師古曰、長安有厨官、主爲官食」。

③ 道中過者皆飲食 『漢書』王嘉傳注に、「如淳曰、禱於道中、故行人皆得飲食」。

28 漢桓帝常在南宮長秋・和歡殿上作樂。^②

後漢の桓帝はいつも南宮の長秋殿・和歡殿で音楽を演奏^{*}

していた。

〔校勘〕

「歡」…各本とも「曜」に作るが、『後漢書』桓帝紀・『續漢書』五行志二により改める。

〔注〕

① 漢桓帝 漢桓帝（一三二—一六七）、諱は志、字は意。肅宗章帝の曾孫。祖父は河間王開、父は蠡吾侯翼。母は匭氏。在位一四六—一六七。

② 漢桓帝常在南宮長秋・和歡殿作樂 この記事の原據は未詳。「南宮長秋」は、皇后の御殿。『後漢書』桓帝紀に、「延熹八年」閏月甲午、南宮長秋・和歡殿後鉤楯・掖庭・朔平署火。『續漢書』五行志二に、「閏月、南宮長秋・和歡殿後鉤楯・掖庭朔平署各火」。

29 漢桓帝時、黃龍・千秋萬歲殿皆被災。①

後漢の桓帝の時、黃龍殿・千秋萬歲殿が共に火災に遭った。

〔注〕

① 黃龍・千秋萬歲殿皆被災 『續漢書』五行志二に、「延熹八年二月己酉、南宮嘉德署・黃龍・千秋萬歲殿皆火」。それに續いて四月には安陵園、閏月には南宮の長秋殿・和歡殿、朔平署等の火災が相繼いだ。『後漢書』桓帝紀には、「己酉、南宮嘉德署黃龍見。千秋萬歲殿火」とある。『續漢書』五行志二注に引く袁山松『後漢書』には以下の如く、
「是時連月有火災、諸宮寺或一日再三發。又夜有訛言、擊鼓相驚。陳蕃・劉矩・劉茂上疏諫曰、『古之火皆君弱臣強、極陰之變也。前始春而獄刑慘、故火不炎上。前入春節連寒、木冰、暴風折樹、又八九州郡並言隕霜殺菽。』春秋」晉執季孫行父、木爲之冰。夫氣弘則景星見、化錯則五星開、日月蝕。災爲已然、異爲方來、恐卒有變、必於三朝、唯善政可以已之。願察臣前言、不棄愚忠、則元元幸甚」。書奏不省」。

30 漢靈帝本侯家、宿貧。即位、常歎曰、「桓帝不能作家居、都無私錢」。乃賣官、自關內侯・虎賁・羽林各有差。

私令左右賣公卿錢、公錢千萬、卿錢五百萬。

後漢の靈帝はもともと諸侯の家の出で、ずっと貧乏だった。即位すると、いつもぼやいていうには「桓帝は家産を

築けず、自分の小遣いが全くなかった」と。そこで官位を
賣り、關内侯・虎賁・羽林以下、それぞれ格差をつけた。

祕かに近習の者に命じて公卿の官を賣りに出し、公は千萬
錢、卿は五百錢とした。

【校勘】

「千」…底本・抄本は「十」。四庫本等により改める。

【注】

① 漢靈帝本侯家云云 靈帝（一五七—一八九）、諱は宏、字は
大。肅宗章帝の玄孫。曾祖父は河間王開、祖父は淑、父は萇で、
解瀆亭侯を世襲した。母は董夫人。在位一六七—一八九。『後
漢書』靈帝紀に、「曾祖河間孝王開、祖淑、父萇。世封解瀆亭
侯、帝襲侯爵。母董夫人。桓帝崩、無子、皇太后與父城門校尉
竇武定策禁中、使守光祿大夫龍輿持節、將左右羽林至河間奉
迎」。同七八宦者張讓傳に、「帝本侯家、宿貧。每歎桓帝不能作
家居、故聚爲私藏、復寄小黃門常侍錢各數千萬。常云、『張常
侍是我公、趙常侍是我母』」。

② 乃賣官云云 『後漢書』靈帝紀光和元年に、「初開西邸賣官、
自關内侯・虎賁・羽林、入錢各有差。私令左右賣公卿、公千萬、
卿五百萬」。注に『山陽公載記』を引いて、「時賣官、二千石二

千萬、四百石四百萬、其以德次應選者半之、或三分之一、於西
園立庫以貯之。」「公卿錢」の「錢」は衍字か。

③ 關内侯 『續漢書』百官志五に、「關内侯、承秦賜爵十九等、
爲關内侯。無土、寄食在所縣、民租多少、各有戶數爲限」。注
に引く荀綽『晉百官表注』に、「時六國未平、將帥家關中、故
以爲號」。また同注に引く劉劭『爵制』に、「關内侯者、依古折
内子男之義也。秦都山西、以關内爲王畿、故曰關内侯也」。

④ 虎賁 『續漢書』百官志二に、「虎賁中郎將、比二千石。本
注曰、主虎賁宿衛。左右僕射・左右陞長各一人、比六百石。本
注曰、僕射、主虎賁郎習射。陞長、主直虎賁朝會在殿中。虎賁
中郎、比六百石。虎賁侍郎、比四百石。虎賁郎中、比三百石。
節從虎賁、比二百石。本注曰、皆無員。掌宿衛侍從。自節從虎
賁久者轉遷、才能差高至中郎」。

⑤ 羽林 『續漢書』百官志二に、「羽林中郎將、比二千石。本
注曰、主羽林郎。羽林郎、比三百石。本注曰、無員。掌宿衛侍
從。常選漢陽・隴西・安定・北地・上郡・西河凡六郡良家補。
本武帝以便馬從獵、還宿殿陛殿下室中、故號殿郎。羽林左監一
人、六百石。本注曰、主羽林左騎。丞一人。羽林右監一人、六
百石。本注曰、主羽林右騎。丞一人」。

31 漢靈帝嘗藏寄小黃門・常侍錢^①、累數千萬。

後漢の靈帝はかつて小黃門・常侍に錢を預け、その額が數千萬にも上った。

〔注〕

① 漢靈帝嘗藏寄小黃門云云 30注①に引く『後漢書』宦者張讓傳に、「每歎桓帝不能作家居、故聚爲私藏、復寄小黃門常侍錢各數千萬」とある。ここにいう「小黃門・常侍」とは、具體的には張讓・趙忠の二人を指す。同傳に、「張讓者、潁水人。趙忠者、安平人也。少皆給事省中、桓帝時爲小黃門。（中略）靈帝時、讓・忠並遷中常侍、封列侯、與曾節・王甫等相爲表裏。」靈帝は、「張常侍はわが父、趙常侍はわが母」と稱していた。同傳序に、「中常侍四人、小黃門十人」とある。『續漢書』百官志三に、「至永平中、始置員數、中常侍、千石。本注曰、宦者無員。後增秩比二千石。掌侍左右、從入內宮、贊導內衆事、顧問應對給事」。また、「小黃門、六百石。本注曰、宦者、無員。掌侍左右、受尚書事。上在內宮、關通中外、及中宮已下衆事。諸公主及王太妃等有疾苦、則使問之。」

32 漢靈帝嘗鑄銅人四、^①列於蒼龍・玄武闕外。^{*}

後漢の靈帝はかつて銅人四體を鑄造して、蒼龍門・玄武

門の外に並べた。

〔校勘〕

〔玄〕…底本・四庫本は「元」。抄本に従う。

〔注〕

① 漢靈帝嘗鑄銅人四云云 『後漢書』宦者張讓列傳による。「又使掖庭令畢嵐鑄銅人四、列於倉龍・玄武闕」。注に「倉龍、東闕。玄武、北闕」。この事實は『後漢書』靈帝紀にも記される。「中平三年春二月、復修玉堂殿、鑄銅人四、黃鍾四、及天祿・蝦蟆、又鑄四出文錢」。

33 漢靈帝時、^{*}鑄四鐘、^①皆受二千斛、懸於玉堂及雲臺殿前。^②

後漢の靈帝の時、四つの鐘を鑄て、いずれも二千斛の容量があり、玉臺と雲臺殿の前に懸けた。

〔校勘〕

〔時〕…抄本↓「嘗」。

〔注〕

① 鑄四鐘云云 『後漢書』宦者張讓傳による。「又鑄四鐘、皆受二千斛、懸於玉堂及雲臺殿前」。また32注①に引く靈帝紀參照。

② 雲臺殿 南宮に在った。『續漢書』五行志二によれば、中平二年（一八五）二月己酉に焼失した。

34 漢靈帝起罽圭・靈琨苑、以珉玉爲壁、以博山柏節爲牀。①* ②

後漢の靈帝は罽圭苑・靈琨苑を造って、珉玉で壁を築き、博山の柏の節で寢臺を作った。

〔校勘〕

〔罽〕…諸本とも「華」。『後漢書』により改める。「以博山柏節爲牀」…四庫本・抄本はこの七字を缺き、「壁」字下の注に、「案後漢書、筆作罽。琨作昆」。謝校に、「鮑本作罽、作昆。下無案語」。

〔注〕

① 漢靈帝起罽圭靈琨苑二句 『後漢書』靈帝紀光和三年に、「是歲、作罽圭・靈琨苑」。注に、「罽圭苑有二、東罽圭苑周一

金樓子譯注（四）（興膳）

千五百步、中有魚梁臺。西罽圭苑周三千三百步、並在洛陽宣平門外也。』『後漢書』五四楊賜傳では、「罽」を「昆」、「昆」を「琨」に作る。楊賜は上疏して、苑の造營を中止するよう諫言したが、靈帝は任芝・樂松の言に従って苑を築いた。

② 以博山柏節爲牀 もとづくところ未詳。

35 漢靈帝嘗於西園弄狗、著進賢冠、帶綬。①* ②

後漢の靈帝はかつて西園で犬と戯れ、進賢冠をかぶせ、印綬を帯びさせた。

〔校勘〕

〔西〕…底本は「四」。四庫本・抄本により改める。

〔注〕

① 漢靈帝嘗西園弄狗云云 『後漢書』靈帝紀光和四年に、「又於西園弄狗、著進賢冠、帶綬」。

② 進賢冠 靈帝紀注に、「三禮圖」曰、「進賢冠、文官服之、前高七寸、後高三寸、長八寸」。『續漢志』曰、「靈帝寵用便嬖子弟、轉相汲引、賣關內侯直五百萬。令長強者貪如豺狼、弱者略不類物、實狗而冠也」。昌邑王見狗冠方山冠、龔遂曰、「王之

左右皆狗而冠」。また『續漢書』五行志一には、次のような記事もある。「熹平中、省内冠狗帶綬、以爲笑樂。有一狗突出、走入司徒府門、或見之者、莫不驚怪。京房『易傳』曰、『君不正、臣欲篡、厥妖狗冠出』。後靈帝寵用便嬖子弟、永樂賓客・鴻都羣小、傳相汲引、公卿牧守、比肩是也。又遣御史於西邸賣官、關內侯顧五百萬者、賜與金紫。詣闕上書占令長、隨縣好醜、豐約有賈。強者貪如豺虎、弱者略不類物、實狗而冠者也。司徒古之丞相、壹統國政。天戒若曰、宰相多非其人、尸祿素餐、莫能據正持重、阿意曲從。今在位者皆如狗也、故狗走入其門」。

36 漢靈帝時、作列肆於後宮、使采女販賣、更相盜竊、鬪爭之聲、聞於人間。帝著商賈服、飲宴於其間。

後漢の靈帝の時、後宮に商店街を作つて、宮女に物を賣らせ、互いに盗みあつては、争う聲が、民間にまで聞こえた。帝は商人の服を身に着け、そこで酒盛りをしていた。

[注]

① 作列肆於後宮云云 『後漢書』靈帝紀光和四年に、「是歲帝作列肆於後宮、使諸采女販賣、更相盜竊争鬪。帝著商賈服、飲

宴爲樂」。また、『續漢書』五行志一に、「靈帝數遊戲於西園中、令後宮采女爲客舍主人、身爲商賈服。行至舍、采女下酒食、因共飲食以爲戲樂。此服妖也。其後天下大亂」。『搜神記』六にもほぼ同じ記事がある。

② 采女 『後漢書』皇后紀序に、「及光武中興、斷彫爲朴、六宮稱號、唯皇后・貴人。貴人金印紫綬、奉不過粟數十斛。又置美人・宮人・采女三等、並無爵秩、歲時賞賜充給而已」。

37 漢靈帝時、養驢數百、帝自騎之、驅馳徧京師。有時駕四驢、入市裏。

後漢の靈帝の時、驢馬數百頭を飼ひ、帝は自らそれに乗つて、都中を馳せまわつた。時には四頭立ての驢馬の車に乗り、市場に入ることもあつた。

[注]

① 漢靈帝時云云 『太平御覽』九〇一獸部二三に引く『金樓子』には、次のようにある。「漢靈帝養驢數百頭、常自騎之、驅馳遍京師。有時駕四驢入市」。

② 有時駕四驢云云 『後漢書』靈帝紀に、「光和四年」又駕四

驢、帝躬自操轡、驅馳周旋、京師轉相放效。『續漢書』五行志一に、「靈帝於宮中西園駕四白驢、躬自操轡、驅馳周旋、以爲大樂。於是公卿貴戚轉相放效、至乘輜輶以爲騎從、互相侵奪、賈與馬齊。(中略)夫驢乃服重致遠、上下山谷、野人之所用耳、何有帝王君子而驂服之乎。遲鈍之畜、而今貴之。天意若曰、國且大亂、賢愚倒植、凡執政者皆如驢也。」

38 漢靈帝時、黃巾賊起。^①帝自稱無上將軍、耀兵平樂館。^{*}上設九重蓋、蓋皆安九子眞金鈴・銀珠玉之飾稱是也。

後漢の靈帝の時、黃巾の賊が亂を起こすと、帝は自ら無上將軍と稱して、平樂館で軍を誇示した。壇上に九重の華蓋を建て、蓋にはそれぞれ九子の純金の鈴、銀・珠玉の飾りをつけて整えた。

〔校勘〕

〔館〕…四庫本・抄本↓「觀」。〔重〕…各本とも「葉」。以上『後漢書』により改める。「九子」…底本は「孔子」に作るが、四庫本・抄本等により改める。

〔注〕

① 黃巾賊起云云 いわゆる「黃巾の亂」が始まったのは、中平元年(一八四)二月のこと。『後漢書』靈帝紀に、「中平元年春二月、鉅鹿人張角自稱黃天、其部帥有三十六方、皆著黃巾、同日反叛。安平・甘陵人各執其王以應之」

② 帝自稱無上將軍云云 『後漢書』靈帝紀に、「中平五年」冬十月壬午、青・徐黃巾復起、寇郡縣。甲子、帝自稱無上將軍、耀兵於平樂觀。注に、「平樂觀在洛陽城西」。

③ 上設九重蓋云云 『後漢書』六九何進傳に、「中平元年、黃巾賊張角等起、以進爲大將軍。…五年、天下滋亂、望氣者以爲京師當有大兵、兩宮流血。大將軍司馬許涼・假司馬伍宥說進曰、「太公六韜有天下將兵事、可以威厭四方」。進以爲然、入言之於帝。於是乃詔進大發四方兵、講武於平樂觀下。起大壇、上建十二重五采華蓋、高十丈、壇東北爲小壇、復建九重華蓋、高九丈、列步兵、騎士數萬人、結營爲陳。天子親出臨軍、駐大華蓋下、進駐小華蓋下。禮畢、帝躬擐甲介馬、稱無上將軍、行陳三匝而還。『太平御覽』七〇二服用部蓋に引く『續漢書』に、「靈帝時、講武平樂觀、建十重五彩華蓋、高十丈。建九重華蓋、高九丈。『太平御覽』九二皇王部孝靈皇帝に引く『獻帝春秋』にも、「九重華蓋」を建てたことが見える。

④ 九子眞金鈴 「九子」は、鈴の舌が九枚あることか。『南史』五齊本紀に、「莊嚴寺有玉九子鈴」とあるのを参照。

39 漢靈帝時、樂成門災、延及北闕、度道燒嘉德・和歡殿。
廣陽門外屋自壞、收天下田畝十錢以治室。^②

後漢の靈帝の時、樂城門が焼けて、火は北闕に及び、道を越えて嘉德殿・和歡殿を焼いた。廣陽門外の屋根が自壞し、天下の田から一畝につき十錢を徵收して宮室を修復した。

〔校勘〕

「成」…各本とも「城」に作るが、注①に引く『後漢書』靈帝紀の注により改める。「歡」…各本とも「曜」。「後漢書」により改める。「屋」…各本とも「屋」字の上に「上」字があるが、『後漢書』靈帝紀及び百子本・筆記本により改める。謝校に、「鮑本無上字」。

〔注〕

① 樂城門災云云 『後漢書』靈帝紀に、「中平二年二月己酉、南宮大災、火半月乃滅。癸亥、廣陽門外屋自壞」。注に『續漢書』五行志によって、「時燒靈臺殿・樂成殿」とある。「廣陽門」について、注に「洛陽城西面南頭門也」。『續漢書』五行志

二に、「中平二年二月己酉、南宮雲臺災。庚戌、樂成門災、延及北闕、度道西燒嘉德・和歡殿」。「樂成門」について、注に「南宮中門」。「歡」を靈帝紀注に引く『續漢書』は「驪」に作る。

② 收天下田畝十錢以治室 『後漢書』靈帝紀中平二年の條に、「稅天下田、畝十錢」。注に、「以修宮室」。同書七八宦者張讓傳に、「明年、南宮災。讓・忠等說帝令斂天下田畝稅十錢、以修宮室」。

40 魏明帝^①於列殿北立八坊、諸才人以次第處其中。貴人・夫人以上、轉^③南附焉。其秩石擬百官之數、帝常遊宴在內。

魏の明帝は列殿の北に八つの御殿を建て、才人（女官）たちを序列に従ってそこに置いた。貴人・夫人以上は、南宮に移した。後宮の祿高は百官の石數に擬せられ、帝はいつも殿内で宴を開いた。

〔校勘〕

「轉」…抄本↓「輔」。謝校↓「轉」。「秩石」…各本とも「名」に作るが、『三國志』注所引の『魏略』によって改める。「常」

…四庫本・抄本↓「嘗」。

〔注〕

① 魏明帝 魏明帝（二〇五—二三九）、諱は叡、字は元仲。武帝曹操の孫、文帝丕の子。母は甄夫人。在位二三六—二三九。

② 魏明帝於列殿北立八坊云云 『三國志』魏書三明帝紀青龍三年の裴松之注に引く『魏略』にいう。「又於列殿之北、立八坊、諸才人以次序處其中。貴人・夫人以上、轉南附焉、其秩石擬百官之數、帝常游宴在內」。なお、この大がかりな建築について當時から反對論のあったことは、魏書本文に述べられる。「是時、大治洛陽宮、起昭陽・太極殿、築總章觀。百姓失農時、直臣楊阜・高堂隆等各數切諫、雖不能聽、常優容之」。

③ 才人・貴人・夫人 『宋書』四一后妃傳序に、「晉武帝採漢・魏之制、置貴嬪・夫人・貴人、是爲三夫人、位視三公。淑妃・淑媛・淑儀・修華・修容・修儀・婕妤・容華・充華、是爲九嬪、位視九卿。其餘有美人・才人・中才人、爵視千石以下」。これは晉制だが、「採漢・魏之制」とあるので、魏でもほぼ同様の制だったと推測できる。

41 魏明帝時、徒長安鍾虡・駱駝・銅人・承露盤・盤折、銅人重不可致、留於霸城。大發銅、鑄人二、號曰翁仲、列坐司馬門外。^⑤

金樓子譯注（四）（興膳）

魏の明帝の時、長安の鍾虡・（樂器の鐘を懸ける柱）駱駝像・銅人・承露盤を移動させた。承露盤は折れ、銅人は重くて動かせずに、霸城に留め置いた。大々的に銅を徵發して、銅人二體を鑄造し、翁仲と名づけて、司馬門の外に並べた。

〔校勘〕

「盤」…四庫本校語に、「案『三國志』注、盤、下同。」「霸城」…抄本は上に「留」字があるが、衍字。

〔注〕

① 徒長安鍾虡云云 『三國志』魏書明帝紀景初元年の注に引く『魏略』に、「是歲、徒長安諸鍾虡・駱駝・銅人・承露盤。盤折、銅人重不可致、留于霸城。大發銅鑄作銅人二、號曰翁仲、列坐于司馬門外。」「周禮」考工記梓人に、「恒有力而不能走、其聲大而宏。有力而不能走、則於任重宜。大聲而宏、則於鍾宜。若是者以爲鍾虡。是故擊其所懸、而由其虡鳴」。鍾虡・銅人等が作られたのは秦漢に始まる。『漢書』郊祀志下に、「甘露元年」其夏、黃龍見新豐。建章・未央・長樂宮鍾虡銅人皆生毛、長一寸所。注に、「師古曰、虡、神獸名也。懸鍾之木刻飾爲之、因名曰虡也」。表注ではさらに「『魏略』載司徒議掾河東董尋上

書諫言」として、次のようにいう。「臣聞古之直士、盡言于國、不避死亡。故周昌比高祖於桀・紂、劉輔譬趙后於人婢。天生忠直、雖白刃沸湯、往而不顧者、誠爲時主愛惜天下也。建安以來、野戰死亡、或門殫戶盡、雖有存者、遺孤老弱。若今宮室狹小、當廣大之、猶宜隨時、不妨農務、況乃作無益之物、黃龍・鳳皇・九龍・承露盤・土山・淵池、此皆聖明之所不興也、其功參倍于殿舍」。

② 承露盤 『漢書』郊祀志上に、武帝の事跡として、「其後又作柏梁・銅柱・承露僊人掌之屬矣」。注に、「蘇林曰、仙人以手掌擎盤承甘露。師古曰、『三輔故事』云、建章宮承露盤高二丈、大七圍、以銅爲之、上有仙人掌承露、和玉屑飲之。蓋張衡『西京賦』所云『立修莖之仙掌、承雲表之清露、屑瓊蕊以朝餐、必性命之可度』也」。

③ 盤折云云 明帝紀注に引く『漢晉春秋』に、「帝徙盤、盤折、聲聞數十里、金狄或泣、因留霸城」。

④ 翁仲 『淮南子』汜論訓に、「秦之時、高爲臺榭、大爲苑囿、遠爲馳道、鑄金人。高誘注に、「秦皇帝二十六年、初兼天下、有長人見於臨洮、其高五丈、足迹六尺。放寫其形、鑄金人以象之、翁仲・君何是也」。

⑤ 司馬門 『漢書』元帝紀初元五年の顔師古注に、「司馬門者、宮之外門也。衛尉有八屯、衛侯司馬主衛士徵巡宿衛。每面各二司馬、故謂宮之外門爲司馬門」。

42 魏明帝時、鑄黃龍・鳳凰各一^①。龍高四丈、鳳高三丈餘、置內殿前。

魏の明帝の時、黃龍と鳳凰おのおの一體を鑄造した。龍は高さ四丈、鳳凰は高さ三丈餘りで、内殿の前に置いた。

〔注〕

① 鑄黃龍・鳳凰各一云云 『三國志』魏書明帝紀景初元年の注に引く『魏略』に、「又鑄黃龍・鳳皇各一、龍高四丈、鳳高三丈餘、置內殿前」。

43 魏明帝時、引穀水^①、過九龍前、爲玉井綺闌、蟾蜍含受^②、神龍吐流。歲首、建巨獸、魚龍曼延^③、弄馬倒騎、如漢西京之制。

魏の明帝の時、穀水の流れを引いて、九龍殿の前を通し、玉製の井桁や飾りたてた欄干を作って、ひきがえるの像に水を受けさせ、神龍の像に流れを吐き出させた。年の初めには、巨大な獸の像を建て、魚龍曼延や、弄馬倒騎の曲藝

を行なつて、さながら前漢の西京（長安）の制度の如くであつた。

〔注〕

① 引穀水云云 『三國志』魏書明帝紀青龍三年の注に引く『魏略』に、「通引穀水過九龍殿前、爲玉井綺欄、蟾蜍含受、神龍吐出。使博士馬均作指南車、水轉百戲。歲首建巨獸、魚龍曼延、弄馬倒騎、備如漢西京之制」。「穀水」は、『水經注』一六に、「穀水出弘農黽池縣南播塚林穀陽谷、東北過穀城縣北、又東過河南縣北、東南入于洛」。

② 蟾蜍含受 後漢の張衡の制作した「候風地動儀」でも、龍と蟾蜍の装置があつた。『後漢書』五九張衡傳に、「外有八龍、首銜銅丸、下有蟾蜍、張口承之」。

③ 魚龍曼延云云 「魚龍曼延」「弄馬倒騎」は、いずれも雜伎の類の曲藝をいうのであろう。「倒騎」は、逆立ち乗り。『漢書』九六西域傳贊に、「設酒池肉林以饗四夷之客、作巴俞都盧・海中碣極・漫衍・魚龍・角抵之戲以觀視之」。顏師古注に、「魚龍者、爲舍利之獸、先戲於庭極、畢乃入殿前激水、化成比目魚、跳躍激水、作霧障日、畢、化成黃龍八丈、出水敖戲於庭、炫耀日光」。『漢書』武帝紀に、「元封」三年春、作角抵戲、三百里內皆觀」とあり、注に、「文類曰、名此樂爲角抵者、兩兩相當角力、角技藝射御、故名角抵、蓋雜技樂也。魚龍曼延之屬

金樓子譯注（四）（興膳）

也。後更名平樂觀。「曼延」は、疊韻の擬態語で、窮まりなく變化するさま。「漫衍」に同じ。張衡「西京賦」（『文選』二）に、「巨獸百尋、是爲曼延」。薛綜注に、「作大獸長八十丈、所謂蛇龍曼延也」。『後漢書』安帝紀にも、「延平元年」十二月乙酉、罷魚龍曼延百戲」の記事がある。

44 魏明帝起土山於芳林西北陬、使公卿皆負土、捕禽獸、置其中。羣臣穿方舉土、面目垢黑、沾體塗足、衣冠了烏、^{*}以崇無益、其所以不能興國也。

魏の明帝は芳林園の西北の隅に築山を造營して、公卿たち土を背負わせ、禽獸を捕らえさせて、そこに放つた。群臣は穴を掘り土を擔ぎ、顔を垢でまっ黒にし、身體中足先まで泥まみれで、衣冠はぐちゃぐちゃになるといふ、無益な事業を尊んだが、そのために國を振興させることができなかった。

〔校勘〕

〔鳥〕…四庫本↓「烏」。

[注]

① 魏明帝起土山於芳林西北阪。明帝が築山の景陽山を造營したことは、魏書二五高堂隆傳に見える。「帝愈增崇宮殿、彫飾觀閣、鑿太行行之石英、采穀城之文石、起景陽山於芳林之園、建昭陽殿於太極之北、鑄作黃龍鳳皇奇偉之獸、飾金墉・陵雲臺・陵霄閣。百役繁興、作者萬數、公卿以下至于學生、莫不展力、帝乃躬自掘土以率之」。また魏書明帝紀景初元年の注に引く『魏略』に、「景初元年」起土山于芳林園西北阪、使公卿羣僚皆負土成山、樹松竹雜木善草於其上、捕山禽雜獸置其中。『水經注』一六穀水では孫盛『魏春秋』を引いて、「景初元年、明帝愈崇宮殿、雕飾觀閣、于太行穀城之山、取白石英及紫石英及五色文石、樹松竹草木、捕禽獸以充其中。于時百役繁興、帝躬自掘土、率羣臣三公以下、莫不展力」。

② 羣臣穿方舉土 41注①に引いた『魏略』所收の董尋上書の後半にいう。「三公公卿侍中尚書、天下至德、皆知非道而不敢言者、以陛下春秋方剛、心畏雷霆。今陛下既尊羣臣、顯以冠冕、被以文繡、戴以華輿、所以異于小人。而使穿方舉土、面目垢黑、沾體塗足、衣冠了鳥、毀國之光以崇無益、甚非謂也。孔子曰、『君使臣以禮、臣事君以忠』。無忠無禮、國何以立。故有君不君、臣不臣、上下不通、心懷鬱結、使陰陽不和、災害屢降、凶惡之徒、因間而起、誰當爲陛下盡言事者乎。又誰當于萬乘以死爲戲乎。臣知言出必死、而臣自比於牛之一毛、生既無益、死亦何損。秉筆流涕、心與世辭。臣有八子、臣死之後、累陛下矣」。

③ 衣冠了鳥 「了鳥」は、疊韻の擬態語。『資治通鑑』七三魏紀五に上掲の董尋の上書を引き、胡三省注に、「了鳥、衣冠摧敝之貌」。

45 魏明帝作延休殿・永寧殿・昌宴殿^①。

魏の明帝は延休殿・永寧殿・昌宴殿を建てた。

[注]

① 魏明帝作延休殿云云 本書立言篇下1に、「魏明修許昌宮、作景福・承光・永寧・昌宴・百子・延休諸殿。云云」とあり、本條の三殿はいずれも許昌宮中に在ったことになる。魏書明帝紀に、「太和六年」九月、行幸摩陂、治許昌宮、起景福・承光殿」とある。『初學記』二四居處部殿に引く『洛陽宮殿簿』には、「永寧宮有景福殿・安昌殿・延休殿」とあり、ここでは永寧宮中に延休殿があったことになる。魏の何晏『景福殿賦』〔文選〕一一に、「陰堂承北、方軒九戶、右个清宴、西東其宇。連以永寧・安昌・臨圃」とあり、李善注に、『洛陽宮殿簿』を引いて、許昌宮永寧殿七間、安昌殿十間。臨圃、殿名」という。魏の韋誕の「景福殿賦」〔藝文類聚〕六二居處部二殿等には、「若乃離殿別館、粲如列星。安昌・延休、清宴・永

寧、美百號之特居、嘉休祥之令名」とある。これらの諸資料に見える「安昌殿」とは、本條の「昌宴殿」のことかと思われる。

46 魏齊王芳^①、不親萬機^②、耽淫內寵、日延倡優、迎六宮家人、留止內房。嘗於芙蓉殿前、裸袒相逐。又於凌雲臺^③曲施帷、見九親婦女。芳臨^{*}宣曲觀、呼小優郭懷・袁信、使入帷共飲酒。清商令狐景曰、「先帝持門戶急、今陛下日將后妃、游戲無度、乃至共觀倡優、裸袒爲亂。恐不可令皇太后聞。臣不愛死、爲陛下計耳^{*}」。芳曰、「我作天子、不得自在耶。向使先帝使外人淫內侍、子孫豈不衆多^④。太后何與我事」。使人縛景、燒鐵灼之、舉體皆爛。

魏の齊王芳は、政務にいそしまず、お氣に入りの婦女に溺れて、日ごとに倡優を招き入れては、後宮の女たちを呼び寄せて、内房に宿泊させていた。かつて芙蓉殿の前で、彼らに裸體で追いかけてっこをさせた。また凌雲臺の隅にとばかりを張りめぐらして、親族の婦女に面會した。芳は宣曲觀に赴いて、道化役者の郭懷や袁信を呼び、とばりの内に

金樓子譯注（四）（興膳）

入れていっしょに酒を飲んだ。清商令の令狐景がいうには、「先帝は家内の秩序を厳しくされたのに、いま陛下は毎日后妃がたと、とめどなく遊び戯れられて、いっしょに倡優たちの裸のらんちき騒ぎをご覧になっています。そんなことはとても皇太后さまのお耳に入れられません。私は死にたくはありませんが、陛下のためにお計らい申し上げます」。芳はいった、「私は天子だぞ、思うままにしてはいけないのか。もしも先帝が外の者に後宮の女たちと淫亂させていたら、子孫はたくさんいたんじゃないか。皇太后が私に口だしをするようなことじゃない」。令狐景を縛り上げ、焼きごてをあてさせたので、景は前身が焼けただけだ。

〔校勘〕

「止」…抄本↓「至」。「臨」…抄本↓「林」。「爲陛下計耳」…底本・四庫本は、この一句を「共觀」の下に置くが、魏書三少帝紀注に引く『魏書』に従って改める。抄本はこの句を「先帝持門戶急」の下に置く。

〔注〕

① 魏齊王芳 齊王曹芳（二三二—二七四）、字は蘭卿。任城王

楷の子ともいわれ、明帝の養子となつて、青龍三年（二三三）

齊王に封ぜられ、景初三年（二三九）太子に立てられて、明帝

の死に伴つて帝位に即位した。在位二三九—二五四。魏の三少帝

の一人。即位後は、曹爽と司馬懿による輔政が行なわれたが、

やがて司馬懿の勢力が擡頭すると廢されて、齊王となつた。晉

の建國後は邵陵縣公に降され、死後は厲公と諡された。

② 不親萬機云云 『三國志』魏書三少帝紀に、「嘉平六年」秋

九月、大將軍司馬景王將謀廢帝、以聞皇太后。甲戌、太后令曰、

『皇帝芳春秋已長、不親萬機、耽淫內寵、沈漫女德、日延倡優、

縱其醜譴。迎六宮家人、留止內房、毀人倫之教、亂男女之節。

恭孝日虧、悖傲滋甚、不可以承天緒、奉宗廟。使兼太尉高柔奉

策、用一元大武告于宗廟。遣芳歸藩于齊、以避皇位。是日遷

居別宮、年二十三。

③ 嘗於芙蓉殿前云云 魏書三少帝紀注に引く『魏書』に、司馬

懿が羣臣と共に奏した上書を載せ、次のようにいう。「皇帝即位、

纂繼洪業、春秋已長、未親萬機、耽淫內寵、沈漫女色、廢

捐講學、棄辱儒士。日延小優郭懷・袁信等於建始・芙蓉殿前裸

袒遊戲、使與保林女尚等爲亂、親將後宮瞻觀。又於廣望觀上、

使懷・信等於觀下作遼東妖婦、嬉褻過度、道路行人掩目、帝於

觀上以爲譏笑。於陵雲臺曲中施帷、見九親婦女、帝臨宣曲觀、

呼懷・信等入帷共飲酒。懷・信等更行酒、婦女皆醉、戲侮無

別。

④ 凌雲臺 魏文帝が築いた臺。陵雲臺とも記す。魏書二文帝紀

に、「黃初二年」十二月、行東巡。是歲築陵雲臺。

⑤ 清商令狐景曰云云 注③に引いた司馬懿等の上書の後段に

いう。「使保林李華・劉勳等與懷・信等戲、清商令狐景呵

華・勳曰、『諸女、上左右人、各有官職、何以得爾』。華・勳數

讒毀景。帝常喜以彈彈人、以此志景、彈景不避首目。景語帝曰、

『先帝持門戶急、今陛下日將妃后游戲無度、至乃共觀倡優、裸

袒爲亂、不可令皇太后聞。景不愛死、爲陛下計耳。帝言、『我

作天子、不得自在邪。太后何與我事』。使人燒鐵灼景身體皆爛。

『清商令』は、樂官か。『通典』一五太常卿に、「梁有鼓吹令・

丞、又有清商署。北齊鼓吹令・丞及清商部並屬太常。隋有鼓

吹・清商二令・丞」とあるのを参照。

⑥ 向使先帝使外人淫內侍二句 この二句は、魏書三少帝紀や同

注に見えず、據るところ未詳。

47 魏齊王芳、日延倡優。及司馬昭初入朝、司馬師將有問

鼎之志。芳與左右小臣謀、因昭辭殺之、勒其衆以退師。昭

*既入、芳方食、優人唱曰、「青頭雞」。青頭雞者、鴨也。

*芳懼、不敢發。

魏の齊王芳は、毎日倡優を宮中に引き入れていた。司馬昭がはじめて入朝したとき、司馬師(司馬昭の兄)には天下篡奪の志があった。芳と側近の臣下たちは、昭のことはにかこつけて彼を殺し、その軍勢を拘束して司馬師を退けようとたくらんでいた。司馬昭が参内してきたとき、芳はちよど栗を食べていたが、倡優たちが、「青い頭の雞」と歌った。「青い頭の雞」とは、鴨(押)のことである。芳は怖じ氣づいて、行動を起こせなかつた。

〔校勘〕

「退」…底本缺。四庫本・抄本によって補う。「既」…四庫本・抄本缺。「栗」…底本は「粟」。四庫本・抄本等によって改める。

〔注〕

① 及司馬昭初入朝云云 魏書三少帝紀嘉平六年の注に、「世語」及「魏氏春秋」並云、「此秋、姜維寇隴右。時安東將軍司馬文王鎮許昌、徵還擊維、至京師、帝於平樂觀以臨軍過。中領軍許允與左右小臣謀、因文王辭、殺之、勸其衆以退大將軍。已書詔于前。文王入、帝方食栗、優人雲午等唱曰、「青頭雞、青頭雞」。青頭雞者、鴨也。帝懼不敢發。文王引兵入城、景王因

金樓子譯注(四)(興勝)

是謀廢帝」。

② 問鼎之志 いわゆる「鼎の輕重を問う」ことで、天下を取つて代わろうとする意思をいう。「左傳」宣公三年に、「楚子伐陸之戎、遂至於雒、觀兵于周疆。定王使王孫滿勞楚子。楚子問鼎之大小輕重焉。對曰、「在德不在鼎。周雖雖衰、天命未改。鼎之輕重、未可問也」。杜預注に、「示欲偏周取天下」。

③ 青頭雞者鴨也 盧弼「三國志集解」に、「顧炎武曰、鴨者、勒帝押書耳。時以親署爲押、南北朝謂之畫勅。これによれば、「鴨」は「押」と同音で、優人の歌は、司馬昭殺害を認める詔書に押印することを促す意味になる。齊王芳は司馬昭殺害の謀略を知りながら、いざというときに決斷できなかつた。

48 晉惠帝衷爲太子時^①、武帝宴羣臣於式乾殿、歡甚。衛瓘被酒^③、拊帝座云、「此座可惜」。帝猶不悟、乃佯言曰、「公醉耶」。後朝臣多言衷不可立^④。及即位、後趙王倫所篡^⑤。

晉の惠帝衷が太子だったとき、武帝は群臣を集めて式乾殿で宴會を開き、はなはだご機嫌だった。衛瓘が酔いにかこつけて、帝座にとりすがり、「この座が惜しゅうございませう」といった。帝はその意味が分からず、うわべをとり

つくりつて「そなたは酔ったのか」といった。そのうち朝臣の多くが衷は立てるべきではないといつていた。彼が即位すると、のちに趙王倫に帝位を奪われた。

〔注〕

① 晉惠帝爲太子時 晉惠帝（二五九—三〇六）、司馬衷、字は正度。武帝の第二子で、泰始三年（二六七）に九歳で皇太子となり、永元年（二九〇）に帝位に即いた。母賈皇后一族に權力を壟斷され、「八王の亂」を引き起こす原因を作った暗愚の皇帝として批判される。

② 式乾殿 皇后の宮殿。『資治通鑑』七五魏紀七の胡三省注に、「參考魏・晉所記、式乾殿當在皇后宮。坤爲母、乾爲父、言皇后爲天下母、以乾爲式、從夫之義也」。清・徐松輯『永樂大典本河南志』魏城闕古蹟に、「式乾殿」が見え、「明帝景初間造、皇后正殿也」とある。

③ 衛瑾被酒云云 衛瑾（二二〇—二九一）、字は伯玉。河東安邑（山西省）の人。晉の武帝・惠帝に仕えて、司空・侍中等の要職を歴任し、官は錄尚書事に至った。賈后に憎まれて殺された。草書の達人として知られる。『晉書』二六衛瑾傳に、「惠帝之爲太子也、朝臣咸謂純質、不能親政事。瑾每欲陳啓廢之、而未敢發。後會宴陵雲臺、瑾託醉、因跪帝牀前曰、『臣欲有所啓』。帝曰、『公所言何耶』。瑾欲言而止者三、因以手撫牀曰、『此座

可惜』。帝意乃悟、因謬曰、『公眞大醉耶』。瑾於此不復有言。賈后由是怨瑾」。

④ 後朝臣多言衷不可立 『晉書』惠帝紀に、「帝之爲太子也、朝廷咸知不堪政事、武帝亦疑焉。嘗悉召東宮官屬、使以尚書事令太子決之、帝不能對。賈妃遣左右代對、多引古義。給事張泓曰、『太子不學、陛下所知。今宜以事斷、不可引書』。妃從之。泓乃具草、令帝書之。武帝覽而大悅、太子遂安。及居大位、政出羣下、綱紀大壞、貨賂公行、勢位之家、以貴陵物、忠賢路絕、讒邪得志、更相薦舉、天下謂之互市焉」。

⑤ 後趙王倫所篡 趙王司馬倫（？—三〇一）、字は子彝。司馬懿の第九子。元康九年（二九九）末に賈后が愍懷太子を廢嫡し、翌年には殺害したことを契機として、趙王倫はクーデターを起こし、ただちに賈后とその一黨の賈謐等を殺した。帝位を篡奪したのは、その翌年のこと。『晉書』惠帝紀に、「永寧元年春正月乙丑、趙王倫篡帝位。丙寅、遷帝于金墉城、號曰太上皇。改金墉曰永昌宮」。『晉書』五九趙王倫傳には、篡奪の日のことを記している。「倫從兵五千人、入自端門、登太極殿、滿奮・崔隨・樂廣進璽綬於倫、乃僭即帝位、大赦、改元建始」。しかし、同年四月には、齊王冏等に敗れて、惠帝が復位し、倫は誅された。

49 晉惠帝昏酒過常。① 每見大官上食、有蚶、② 帝慘然作色曰、③

「自今勿復制此、糜費人力」。

晉の惠帝は度を過ごして昏酔した。いつも太官（料理擔當官）が出す料理に赤貝があるのを見つけると、憂わしげな表情をしていうには、「これからはこういうものを作って、人手をむだに費やすでないぞ」。

〔注〕

① 晉惠帝昏酒過常云云 この一條は原據未詳。

② 太官 料理を擔當する官。「太官」に同じ。『漢書』百官公卿表上の少府に太官があり、顏師古注に、「太官主膳食」。『續漢書』百官志三に、「太官令一人、六百石。本注曰、掌御飲食」。

劉昭注に、「漢官曰、員吏六十九人、衛士三十八人。荀綽『晉百官表注』曰、漢制、太官令秩千石。丞四人、秩四百石。不與志同」。『通典』職官志七光祿卿に、太官署令・丞。於『周官』爲膳夫・庖人・外饗中士・下士、蓋其任也。秦爲太官令・丞、屬少府。兩漢因之、桓帝延熹元年、使太官令得補二千石。魏亦屬少府。晉屬光祿勳」。

③ 蚶 蚶は、和名あかがい。郭璞「江賦」（『文選』一一二）に、「洪蚶專車」の句があり、李善注に『臨海水土物志』を引いて、「蚶則徑四尺、背似瓦壘、有文」。『嶺表錄異』（『太平御覽』九

金樓子譯注（四）（興膳）

四二鱗介部蚶）に、「瓦屋子、蓋蚌蛤之類也。南中呼爲蚶子。頃因盧鈞尙書作鎮、遂改爲瓦屋子。以其殼上有稜如瓦壘、故名焉。殼中有肉、紫色而蒲腹、廣人尤重之、多燒以薦酒、俗呼爲天饗炙。喫多卽壅氣、背膊煩疼、未測其本性也」。

50 宋景和子業^①、孝建^②之太子也。卽皇帝位、興改制度、或取之前史^③。謝莊爲誄宣貴妃文、曰、「贊軌堯門」^④、方之漢鉤弋也。帝下莊於獄、乃發貴妃墓^⑤。縱糞於孝建冢、曰、「查奴何意生我」。孝建多昏縱、故有查奴之目。太后臨卒、遣人召帝。帝曰、「病人間多鬼、不可往」。太后怒曰、「引刀破我腹、那得生如此兒」。其不孝皆此類也。

宋の景和帝（前廢帝）子業は、孝建帝（孝武帝）の太子である。皇帝の位に卽くと、制度の新設や改革に着手し、その中には前代の歴史から取り入れたものもあった。謝莊が宣貴妃の誄を作って、「軌を堯門に贊く」と述べたのは、宣貴妃を漢の鉤弋夫人になぞらえたものである。帝は謝莊を獄に下し、なんと貴妃の墓をあばき、孝建帝の墳墓に糞をまき散らして、いうには、「ざくろ鼻めが、何で私を生

みおつた。孝建帝は暗愚で放縱なふるまいが多かつたので、「ざくろ鼻」の呼び名がついたのだった。太后がみまかる際に、人を遣つて帝を呼び寄せた。帝がいうには、「病人のところには鬼が多いから、行けぬ」。太后は怒つて、「刀を揮つてわが腹を裂け、どうしてあんな子を生んだのだらう」といった。帝の不孝のさまはみなこのたぐいだった。

〔校勘〕

〔有〕…四庫本缺。

〔注〕

① 宋景和子業 宋の前廢帝劉子業（四四九—四六六）、小字を法師といひ、孝武帝の長子。母は王皇后憲嫺。父の即位のあと、皇太子に立てられ、大明八年（四六四）、父の死後、ただちに帝位に即いた。初め年號を永光としたが、間もなく「景和」と改元した。子業は凶惡な性質で、ほしいままに誅殺を行なつたため、群臣に恐れられたが、十七歳で近習に暗殺された。『宋書』七前廢帝紀・『南史』二宋本紀中・『魏書』九七島夷劉裕傳付。

② 孝建 孝武帝劉駿（四三〇—四六四）のこと。文帝劉義隆の第三子。在位四五—四六四。「孝建」はその最初の年號（五四—四五六）。

③ 興改制度二句 『宋書』前廢帝紀の大明八年秋七月の記事に「孝建以來所改制度、還依元嘉」。同書五七蔡興宗傳の記事はそれを裏づけるもの。「先是大明世、奢侈無度、多所造立、賦調煩嚴、徵役過苦。至是發詔、悉皆削除、由此紫極殿南北馳道之屬、皆披毀壞、自孝建以來至大明末、凡諸制度、無或存者」。

④ 謝莊爲誅宣貴妃文云云 謝莊（四〇一—四六六）、字は希逸。陳郡陽夏（河南省）の人。官位は侍中・吏部尚書等を経て、金光祿大夫に至つた。詩人として著名。『宋書』八五・『南史』二〇。「宋孝武宣貴妃誅」は『文選』五七に收められ、その序に、「惟大明六年夏四月壬子、宣貴妃薨」とある。『宋書』謝莊傳に、「初、世祖寵姬殷貴妃薨、莊爲誅云、『贊軌堯門』。引漢昭帝母趙婕妤堯母門事、廢帝在東宮、銜之。至是遣人詰責莊曰、『卿昔作殷貴妃誅、頗知有東宮不』。將誅之。或說帝曰、『死是人之所同、政復一往之苦、不足爲深困。莊少長富貴、今且繫之尙方、使知天下苦劇、然後殺之未晚也』。帝然其言、繫於左尙方。太宗定亂、得出」。宣貴妃については、『南史』一一后妃殷淑儀傳に、「殷淑儀、南郡王義宣女也。麗色巧笑。義宣敗後、帝密取之、寵冠後宮。假姓殷氏、左右宣泄者多死、故當時莫知所出。及薨、帝常思見之、遂爲通替棺、欲見輒引替路屍、如此積日、形色不異。追贈貴妃、諡曰宣。及葬、給輜輶車・虎

賁・班劍・鑾輅九旒・黃屋左纛・前後部羽葆・鼓吹。上自於南掖門臨、過喪車、悲不自勝、左右莫不掩泣。上痛愛不已、精神罔罔、頗廢政事。每寢、先於靈牀酌奠酒飲之、既而慟哭不能自反。又諷有司奏曰、『據春秋、仲子非魯惠公元嫡、尚得考別宮。今貴妃蓋天秩之崇班、理應創新』。乃立別廟於都下。時有巫者能見鬼、說帝言貴妃可致。帝大喜、令召之。有少頃、果於帷中見形如平生。帝欲與之言、默然不對。便執手、奄然便歇、帝尤哽恨、於是擬「李夫人賦」以寄意焉。謝莊作哀策文奏之、帝臥覽讀、起坐流涕曰、『不謂當今復有此才』。都下傳寫、紙墨爲之貴。或云、貴妃是殷琰家人入義宣家、義宣敗入宮云。殷淑儀は、新安王劉子鸞の母。

⑤ 贊軌堯門 謝莊「宋孝武宣貴妃誄」(「文選」五七)に、「翼訓奴幄、贊軌堯門」とある。上句の「奴幄」は禹の妃だった塗山氏の女をいい、下句の「堯門」は漢の武帝の趙婕妤をいう。「漢書」外戚孝武鉤弋趙婕妤傳に、「孝武鉤弋趙婕妤、昭帝母也、家在河間。武帝巡狩過河間、望氣者言此有奇女、天子亟使使召之。既至、女兩手皆拳、上自披之、手即時伸。由是得幸、號曰拳夫人。……拳夫人進爲婕妤、居鉤弋宮、大有寵。太始三年生昭帝、號鉤弋子。任身十四月乃生。上曰、「聞昔堯十四月而生、今鉤弋亦然」。乃命其所生門曰堯母門」。

⑥ 乃發貴妃墓云云 「南史」宋本紀中に、「景和元年」九月戊戌、還宮。帝自以爲昔在東宮、不爲孝武所愛、及即位、將掘景寧陵、太史言於帝不利而止。乃縱糞於陵、肆罵孝武帝爲媼奴、

金樓子譯注(四)(興膳)

又遣發殷貴嬪墓、忿其爲孝武所寵。初、貴嬪薨、武帝爲造新安寺、乃遣壞之。又欲誅諸遠近僧尼。辛丑、免南徐州刺史新安王子鸞爲庶人、賜死。

⑦ 查奴 「南史」宋本紀中には「媼奴」とある。「媼」は、「媼」に同じで、「大廣益會玉篇」に、「壯加切、鼻上媼」。和語では「さくろばな」「あかはな」などと稱する。「太平御覽」三六七人事部八鼻に引く「談數」に、「宋廢帝嘗入武帝廟、指其畫像曰、「此渠大好色、不擇尊卑」。顧謂左右、「渠大媼鼻、如何不媼」。即令畫工媼」。この話柄は「魏書」九七劉子業傳にも記されるが、恐らく「談數」が原據になつていよう。「子業皆令廟別畫其祖父形像、曾入裕廟、指裕像曰、「此渠大英雄、生擒數天子」。次入義隆廟、指義隆像曰、「此渠亦不惡、但暮年中不免兒斫去頭」。次入其父駿廟、指駿像曰、「此渠大好色、不擇尊卑」。顧謂左右曰、「渠大媼鼻、如何不媼之」。即令畫工媼像像鼻」。

⑧ 太后臨卒云云 「南史」宋本紀中に、「太后疾篤、遣呼帝、帝曰、「病人間多鬼、可畏、那可往」。太后怒、語侍者曰、「將刀來破我腹、那得生寧馨兒」。及太后崩後數日、帝夢太后謂曰、「汝不仁不孝、本無人君之相、子尚愚悖如此、亦非運祚所及。孝武險虐滅道、怨結人神、兒子雖多、並無天命、大命所歸、應還文帝之子」。故帝聚諸叔都下、慮在外爲患」。『魏書』劉子業傳にもこの話柄を載せる。

51 宋蒼梧王昱^①、嘗置射雉場二百處、翳中帷帳、皆綠紅錦爲之。金銀鏤弩牙、瑋瑁帖箭。^②

宋の蒼梧王昱は、かつて雉の狩り場を二百箇所も設け、隠れ場のとばりは、みな緑や紅の錦で仕立てた。石弓の爪には金銀をちりばめ、矢には鼈甲を貼りつけた。

〔校勘〕

「瑋」…抄本↓「毒」。

〔注〕

① 宋蒼梧王昱 宋の後廢帝劉昱(四六三—四七七)、字は德融、小字は慧震、明帝の長子。泰始二年(四六六)、皇太子に立てられ、泰豫元年(四七二)、明帝の崩御に伴って、十歳で帝位に即位した。在位四七二—四七七。前廢帝と同じく残忍な行爲で悪名高く、十五歳で近習に暗殺された。没後、蒼梧郡王に貶された。『宋書』九後廢帝紀・『南史』三宋本紀下・『魏書』九七島夷劉裕傳付。

② 嘗置射雉場二百處云云 この記事は『宋書』や『南史』では宋後廢帝の行爲としては記されず、『南齊書』七東昏侯本紀・『南史』五齊本紀下に東昏侯のこととして見える。宋・齊の間

にはかかる惡童皇帝が相い繼いだので、筆者蕭繹も誤解があったのだろう。『南齊書』の記事は以下の通り。「置射雉場二百九十六處、翳中帷帳及步障、皆以綠紅錦、金銀鏤弩牙、瑋瑁帖箭」。

③ 翳中帷帳 「翳」は、雉狩りの際に射手が身を隠す道具。潘岳「射雉賦序」(『文選』九「射雉賦」李善注引)に、「余徒家于琅邪、其俗實善射、聊以講肆之餘暇、而習媒翳之事、遂樂而賦之也」。同賦の徐爰注に、「媒者、少養雉子、至長狎人、能招引野雉、因名曰媒。翳者、所隱以射者也」。同賦に、「爾乃擊場拄翳、停僮葱翠」。徐爰注に、「擊者、開除之名也。今儉人通有此語。射者聞有雉聲、便駕地爲場、拄翳於草。停僮、翳貌也。葱翠、翳色也」

④ 弩牙 弩の弦を懸けるツメ。『尚書』太甲上に「若虞機張」とあり、孔傳に「機、弩牙也」。

52 宋蒼梧王、鈐鑿錐鋸之徒、不離左右。嘗以槌搥人陰破、左右見之、有斂眉者。大怒、令此人袒膊正立、以矛刺膊洞過。

宋の蒼梧王は、刑罰の道具を帯びた者を、いつも側に置いていた。かつて槌で人の陰部を打ち碎いたとき、お側付

きの者が見ていて、眉をひそめた。王は大いに怒り、その人を肌脱ぎにして直立させ、矛で腕を刺し貫かせた。

〔校勘〕

〔鈴〕…抄本↓「鈴」。〔槌〕…抄本・百子本・筆記本↓「槌」。

〔注〕

① 鈴鑿錐鉅之徒云云 『宋書』後廢帝紀に、「或有忤意、輒加以虐刑。有白梃數十枚、各有名號。錐椎鑿鉅之徒、不離左右。嘗以鐵椎椎人陰破。左右人見之有斂眉者、昱大怒、令此人袒胛正立、以矛刺胛洞過。」「鍼椎鑿鉅之徒」以下は、『南史』宋本紀下では次のようにある。「鉗鑿錐鉅、不離左右、爲擊腦・槌陰・剖心之誅、日有數十。常見臥屍流血、然後爲樂。左右人見有嘔眉者、帝令其正立、以矛刺洞之。」「鈴」は、『資治通鑑』一三六齊紀二、武帝永明五年に、「內庫弓矢刀鈴十分之八」とあり、胡三省注に、「鈴、與鉗同、其廉翻、刃也。唐有玉鈴衛」。

53 宋蒼梧王昱、嘗於七月七日乘露車^{*}、往新安寺^②。從曇度道人飲酒。

金樓子譯注（四）（興膳）

宋の蒼梧王昱は、かつて七月七日に無蓋車に乗って、新安寺に赴き、曇度上人のところまで酒を飲んだ。

〔校勘〕

〔露〕…筆記本を除く諸本とも「靈」に作るが、『宋書』『南史』により改める。「度」…諸本とも「慶」に作るが、『宋書』『南史』により改める。

〔注〕

① 嘗於七月七日乘露車云云 『宋書』後廢帝紀に、「七月七日、昱乘露車、從二百許人、無復鹵簿羽儀、往青園尼寺、晚至新安寺、就曇度道人飲酒。」「露車」は、『資治通鑑』五九漢紀五二に、「閔」貢扶帝與陳留王夜步逐螢光南行、欲還宮、行數里、得民家露車」とあり、胡三省注に、「露車者、上無巾蓋、四旁無帷裳、蓋民家以載物也。」

② 新安寺 『南史』宋本紀中前廢帝紀に、「九月癸巳」初、貴嬪薨、武帝爲造新安寺、乃遣壞之。又欲誅諸遠近僧尼。辛丑、免南徐州刺史新安王子鸞爲庶人。ここに記すように、寺名の由來は宣貴妃の子新安王子鸞の封地に因むものだった。『宋書』九七夷蠻傳・天竺迦毗黎國に、「世祖寵姬殷貴妃薨、爲之立寺、貴妃子子鸞封新安王、故以新安爲寺號。前廢帝殺子鸞、乃毀廢新安寺、驅斥僧徒、尋又毀中興・天寶諸寺。太宗定亂、

下令曰、「先帝建中興及新安諸寺、所以長世垂範、弘宣盛化。頃遇昏虐、法像殘毀、師徒奔迸、甚以矜懷。妙訓淵謨、有扶名教。可招集舊僧、普各還本、並使材官、隨宜修復。」〔高僧傳〕八釋僧遠傳（大正藏五〇一三七七c）に、「宋新安王孝敬王子鸞、爲亡所生母殷貴妃造新安寺。敕選三州、招延英哲、遠與小山法瑤・南澗顯亮、俱被徵召、皆推遠爲元舉之首。」〔曇度道人 未詳。〕「高僧傳」八の釋曇度は、「成實論大義疏」八卷を撰述した高僧だが、同名異人であろう。

54 宋蒼梧王昱、嘗飲酒醉^①、於仁壽殿東阿氈幄中臥。時楊玉夫見昱醉無所知、乃與楊萬年同入氈幄中、以千牛刀斬之^②。

宋の蒼梧王昱は、かつて酒を飲んで酔っぱらい、仁壽殿東の軒に張った毛氈の幕の中で寝てしまった。そのとき楊玉夫は昱が前後不覺に酔っているのを見て、楊萬年と共に幕に入り、王の護身用の刀を抜いて彼を斬殺した。

〔注〕

① 嘗飲酒醉云云 後廢帝の最後を物語るこの故事は、「宋書」後廢帝紀では、53と一續きの事件として記される。「醉、夕扶

還於仁壽殿東阿氈幄中臥。時昱出入無恒、省内諸閣、夜皆不閉。且羣下畏相逢值、無敢出者。宿衛並逃避、内外無相禁攝。王敬則先結昱左右楊玉夫・楊萬年・呂欣之・湯成之・陳奉伯・張石留・羅僧智・鍾千載・嚴道福・雷道賜・戴昭祖・許啓・戚元寶・盛道泰・鍾千秋・王天寶・公上延孫・俞成・錢道寶・馬敬之・陳寶直・吳璩之・劉印魯・唐天寶・兪孫等二十五人、謀共取昱。其夕、敬則出外、玉夫見昱醉熟無所知、乃與萬年同入氈幄内、以昱防身刀斬之。奉伯提昱首、依常行法、稱敕開承明門出、以首與敬則、馳至領軍府、以首呈齊王。王乃戎服、率左右數十人、稱行還、開承明門入。昱他夕每開門、門者震懾不敢視、至是弗之疑。齊王旣入、曉乃奉太后令奉迎安成王。〔南史〕宋本紀下の記述は細部でやや異同がある。「晚至新安寺偷狗、就曇度道人煮之飲酒。楊玉夫常得意、忽然見憎、遇輒切齒、曰、「明日當殺小子、取肝肺」。是夜七夕、令玉夫伺織女度、報己、因與内人穿針訖、大醉、臥於仁壽殿東阿氈幄中。帝出入無禁、王敬則先結玉夫・陳奉伯・楊萬年等合二十五人、其夕玉夫候帝眠熟、至乙夜、與萬年同入氈幄内、取千牛刀殺之」。この事件は、また「南齊書」一高帝紀上や「魏書」九七烏夷劉裕傳付劉昱傳にも記される。

② 千牛刀 切れ味鋭い刀劍。また護身用の刀劍。『通典』職官志一〇の左右千牛衛に、「千牛、刀名。後魏有千牛備身、掌執御刀、因以名職」。注に、「謝綽『宋拾遺』有千牛刀、卽人君防身刀也。齊尚書楊玉夫取千牛刀殺蒼梧王是也。其義蓋取「莊

子」云、『庖丁爲文惠君解牛十九年、所割者數千牛、而刀刃若新發於硯』。因以爲備身刀名。『宋書』では「防身刀」となっている。注①参照。

55 齊武帝^①、嘗與王公大臣共集石頭烽火樓、令長沙王晃^③歌子夜之曲^④。曲終、輒以犀如意打牀、折爲數段。爾日遂碎如意數枚。

齊の武帝は、かつて王公大臣と共に石頭の烽火樓に集い、長沙王晃に「子夜歌」を歌わせた。一曲ごとに、犀の如意で牀を打ち、如意は數段に折れてしまった。その日はそうして如意を何本も叩き折ってしまった。

〔注〕

- ① 齊武帝 齊武帝蕭曠（四四〇—四九三）、字は宣遠。高帝蕭道成の長子。高帝が齊を建國するに及んで、皇太子に立てられ、建元四年（四八二）、高帝の逝去の後、即位。在位四八二—四九三。『南齊書』三武帝紀・『南史』四齊本紀上・『魏書』九八烏夷蕭道成傳。この故事は原據未詳。
- ② 嘗與王公大臣共集石頭烽火樓云云 この記事は原據未詳。

金樓子譯注（四）（興膳）

「石頭」は、石頭城。現在の南京市中にある漢代以來築かれてきた城郭。清・顧祖禹『讀史方輿紀要』二〇應天府に、「石頭城、府西二里、有石頭山。輿地志」、「山環七里一百步。北緣大江、南抵秦淮口、去臺城九里。山上有城、相傳楚威王滅越、置金陵邑於此。云云」。また、宋・樂史『太平實宇記』九〇江南東道・昇州上元縣に石頭城の項があり、「西南最高處、有吳烽火樓」。宋・王象之『輿地紀勝』一七江南東路建康府景物下に、「烽火臺、『金陵覽古』云、在上元縣西五里。石頭城最高處、沿江築臺、以舉烽燧。自建康至西陵五千七百里、有警急、半日而達」。

③ 長沙王晃 蕭晃（四六〇—四九〇）、字は宣照。高帝蕭道成の子。齊の建國の後、長沙王となり、官位は侍中に至った。『南齊書』三五・『南史』四三。

④ 子夜之曲 『宋書』樂志一に、「子夜哥者、有女子名子夜、造此聲。晉孝武太元中、琅邪王軻之家有鬼哥子夜。殷允爲豫章時、豫章僑人庾僧度家亦有鬼哥子夜。殷允爲豫章、則子夜是此時以前人也」。『樂府詩集』四四清商曲中に「子夜歌」四十二首、「子夜四時歌」七十五首を收め、『唐書』樂志を引いていう。「子夜歌者、晉曲也。晉有女子名子夜、造此聲、聲過哀苦」。

⑤ 犀如意 梁昭明太子蕭統「謝敕賚水犀如意啓（『廣弘明集』二二）」に、「應敕左右伯佛掌奉宣敕旨、垂賚水犀如意一柄、式是道義所須、白玉照采、方斯非貴、珊瑚挺質、匹此未珍。云

「云」。水犀如意の珍奇さを稱える「白玉照采」四句は、梁簡文帝「謝勅賚水犀如意啓」〔『藝文類聚』七〇服飾武下如意〕にも同じ句がある。

56 齊武帝内殿則張帷^①、雜色錦復帳^②、帳之四角、爲金鳳凰、銜九子鈴^③。形如二三石瓮。垂流蘇珥羽^④、其長拂地。施畫屏風、白紫貂皮褥、雜寶枕、金衣机^⑤。名香之氣、充滿其中、外讎^{*}既畢、則環而臥。

齊の武帝の内殿にはとばりが張られ、とりどりの色の錦を重ねた二重とばりになっていて、その四隅では、金色の鳳凰が、九子の鈴を銜えるさまが象られ、鈴は二三石入りの瓮^かのような形をしていた。玉飾りのついた五色の房が、地面に届くほど長く垂れていた。畫屏風、白と紫の貂の毛皮の敷物、さまざまな寶石をちりばめた枕、金箔の机などがしつらえられていた。名香の匂いが内にたちこめ、外での宴會が果てると、輪になって寝ころがった。

〔校勘〕

「机」…抄本↓「機」。「讎」…抄本↓「燕」。

〔注〕

① 齊武帝内殿則張帷云云 この記事は原據未詳。『魏書』九八鳥夷蕭道成傳に、「隲初爲太子時、特奢侈」、「隲遊獵無度」などあり、こうした奢侈浪費癖が蕭繹に嫌われたのであろう。なお、齊武帝に關する條には以下典據不明のものが多く、已に失われた傳承にもとづくかと推定される。

② 復帳 梁・吳均「擬古」四首の「秦王卷衣」〔『玉臺新詠』六〕に、「初芳薰復帳、餘輝曜玉牀」。『鄴中記』〔『太平御覽』六九九服用部帳〕に、「石季龍御床辟方三丈、冬月施熟錦流蘇斗帳、四角安純金、龍頭銜五色流蘇、或用青綺光錦、或用緋縹登高文錦、或用紫綺大小錦、絮以房子錦百二十斤、白綺爲裏、名爲裏復帳。帳四角安純金銀鑿金香罏」。

③ 九子鈴 九つの舌のある鈴。『西京雜記』一に、「趙飛燕女弟居昭陽殿、中庭彤朱、而殿上丹漆、砌皆銅沓、黃金塗、白玉階壁帶往住爲黃金釵、含藍田璧、明珠翠羽飾之。上設九金龍、皆銜九子金鈴、五色流蘇。帶以綠文紫綬、金銀花鏤」。『南史』齊本紀下に、「莊嚴寺有玉九子鈴、外國寺佛面有光相、禪靈寺塔諸寶珥、皆剝取以施潘妃殿飾」。

④ 流蘇珥羽 「流蘇」は、五色の糸を撚りあわせた長い房。車や帳に垂れ下げて飾りとした。「珥羽」は、「流蘇」に着けられ

た玉や羽の飾りであろう。晉・摯虞『決疑要注』(『北堂書鈔』

一三二服飾部一帳)に、「天子帳、以流蘇爲飾、凡行爲流蘇、

『續漢書』輿服志上に、「大曉載車、……金龍首銜璧、垂五采、

析羽流蘇前後」。駙馬、左右赤珥流蘇、飛鳥節、赤膺兼。ま

た注①②参照。

⑤ 畫屏風 『西京雜記』一、注①の記事の續きに、「中設木畫

屏風、文如蜘蛛絲縷」。『東漢觀記』(『太平御覽』七〇一服用部

三屏風)に、「宋弘嘗燕、見御座新施屏風、圖畫列女」。北周・

庾信に「詠畫屏風詩」二十四首がある。

⑥ 金衣机 金箔を貼った机のことか。『漢武內傳』(『北堂書

鈔』一三三服飾部一几)に、「帝受西王母眞形經、盛以黃金几。

57 齊武帝時、宮内深密^①、不聞端門鼓漏聲。乃置鐘於景陽

樓上、宮人聞鐘、則起裝飾也。^③

齊の武帝のとき、宮殿の中は深く閉ざされて、正門の鼓

漏の時報が聞こえてこなかった。そこで景陽樓の上に鐘を

置き、女官たちは鐘の音が聞こえると、起きあがって身づ

くろいをした。

[注]

① 宮内深密云云 『南齊書』二〇皇后・武穆裴皇后傳に、「上

數遊幸諸苑囿、載宮人從後車、宮内深密、不聞端門鼓漏聲、置

鐘於景陽樓上、宮人聞鐘聲、早起裝飾、至今此鐘唯應五鼓及三

鼓也。『南史』一一后妃傳上にも同じ記事がある。

② 端門 『漢書』五行志中之上に、「燕有黃鼠銜其尾舞王宮端

門、中」とあり、顏師古注に、「宮之正門」。

③ 景陽樓 『建康宮闕簿』(『太平御覽』一七九居處部七觀)に、

「宋元喜〔嘉〕中、築蔬圃。二十三年、更修廣之、築池汨天泉。

造景陽樓・大壯觀・花光殿。『資治通鑑』齊紀一〇に、「登景

陽樓屋上望之」とあり、胡三省注に、「今建康法寶寺、景陽樓

故基也」。『輿地紀勝』一七江南東路建康府歷代宮苑殿閣制度に、

「景陽樓、今法寶寺西南、遺址尙存、俗呼爲景陽臺」。

58 齊武帝有寵姬何美人、死、帝深悽愴。後因射雉、登巖

石以望其墳。乃命布席奏伎、呼工歌陳尙歌之、爲吳聲鄙曲。^②

帝掩嘆久之、賜錢三萬、絹二十四匹。

齊の武帝に何美人という寵姬がいて、彼女が死ぬと、帝

は深く傷み悲しんだ。後に雉狩りに赴いた折りに、岩山に

登ってその墳墓を望んだ。そこで席をしつらえて伎樂を演

奏させ、歌い手の陳尙を呼んで歌わせ、彼は吳の俗曲を歌った。帝はしばらく顔を覆って嘆息し、褒美に錢三萬、絹二十匹を賜った。

〔校勘〕

「以」…四庫本・抄本缺。

〔注〕

① 齊武帝有寵姬何美人云云 『南史』四七崔祖思傳に、「崔景眞」子元祖有學行、好屬文、仕至射聲校尉。武帝取爲延昌主帥。從駕至何美人墓、上爲悼亡詩、特詔元祖使和、稱以爲善。「美人」は、『南齊書』皇后傳序に、「六宮位號、漢・魏以來、因襲增置、世不同矣。建元元年、右司奏置貴嬪・夫人・貴人爲三夫人、脩華・脩儀・脩容・淑妃・淑媛・淑儀・婕妤・容華・充華爲九嬪、美人・中才人・才人爲散職」。

② 呼工歌陳尙歌之云云 『樂府詩集』四六清商曲辭三に、「古今樂錄」を引いていう。「南齊時、朱磧仙善歌吳聲『讀曲』。武帝出遊鍾山、幸何美人墓。磧仙歌曰、「憶所歡時、緣山破苒荏。山神感儂意、盤石銳鋒動」。帝神色不悅、曰、「小人不遜、弄我」。時朱子尙亦善歌、復爲一曲云、「暖暖日欲冥、觀騎立踟躕。太陽猶尙可、且願停須臾」。於是俱蒙厚賚」。許氏『校箋』

に、「按、《樂府》之「朱子尙」應卽「陳子尙」、亦卽此處所謂「陳尙」、「朱」字蓋涉上「朱磧仙」名而誤。「讀曲歌」八十九首は、『樂府詩集』四六の吳聲歌曲三に收められる。

59 齊武帝數幸琅邪城、宮人常從之。早發至湖北球、雞始鳴。

齊の武帝はしばしば琅邪城に行幸し、女官たちはいつもそれにつき従った。早朝に出發して湖北の球せきに至るころには、一番鶏が鳴いた。

〔校勘〕

「邪」…四庫本・抄本→「那」。

〔注〕

① 齊武帝數幸琅邪城云云 『南齊書』皇后・武穆裴皇后傳に、「車駕數幸琅邪城、宮人常從、早發至湖北球、鷄始鳴」。『南史』后妃傳上にも同じ記事がある。「琅邪城」は、山東の琅邪ではなく、橋置の南琅邪をいう。『南齊書』州郡志上、南徐州に屬する郡の一つ。「南琅邪郡、本冶金城、永明徙治白下」。『太平寰宇記』九〇江南東道二昇州に、「廢琅邪城、本晉元帝

初過江、爲琅邪國人立、地在江乘縣界。齊武帝永明六年移琅邪于白下壘、在縣西北十八里、齊・梁講武於此」。

② 湖北埭 『輿地紀勝』一七江南東路建康府景物上に、「雞鳴埭、『金陵覽古』云、在縣東青溪西南潮溝之上、齊武帝早遊鍾山射雉、至此埭則聞雞鳴」。注①參照。

60 齊武帝嘗於內殿環臥^①、合歌姬舞女、奏樂於帷幔之前。爲歡曲^③、則拊几稱佳。起哀聲、則引巾拭淚。

齊の武帝はいつも内殿で輪になって寝そべりながら、歌姫や踊子を集めて、幔幕の前で樂を奏させた。楽しい曲が演奏されると、机を叩いてすばらしいと褒め、哀切な調べが奏でられると、巾を取って涙を拭った。

[注]

① 齊武帝嘗於內殿環臥云云 この記事は原據未詳。56に「外讎既畢、則環而臥」とあるのを參照。

② 歌姬舞女 吳均「行路難」(『樂府詩集』七〇)に、「盡是昔日帝王處、歌姬舞女達天曙」。徐陵「諫仁山深法師罷道書」に、「舞女歌姬、空老反翫」の用例がある。

金樓子譯注(四)(興膳)

③ 歡曲 「子夜歌」の如き男女の情愛を詠ずる歌曲をいうか。「歡」は相愛の男女が相手への呼稱として用いる。例が、樂府に多く見られる。

61 齊武帝時、隱靈寺^②雕飾炫麗。四月八日^③、皆往往以宦闈^④防門、有禮拜者、男女不得同日至也。僧尼竝皆妍少、俗心不盡。或以箱籠貯姦人而進之、後爲覘伺^⑤所得、竝皆誅死。

齊の武帝のとき、隱靈寺はまばゆいばかりの彫刻や裝飾が施されていた。四月八日には、いつもたいてい門番の宦官が見張っていて、參拜者は、男女がいつしよに來られないようにしていた。僧も尼もそれぞれみな若くて見目麗しく、生ぐさ氣が抜けなかった。あるときには情人を箱に入れて送りこみ、後に監視に捕まって、みな誅殺された。

[注]

① 齊武帝時云云 この記事も原據未詳。『永樂大典』一三八二三・二實「寺」の項に引く『金樓子』箴戒篇には、次のようにある。「齊武帝時、隱靈寺雕飾炫麗、四月八日、皆往往以官門

防門。有禮拜者、男女不得同日至也。僧尼並皆妍少、俗少心不盡。或以箱籠貯姦人而進之。後爲覘伺所得、並皆誅死。

② 隱靈寺 「隱靈寺」は、所在未詳。62の禪靈寺とは別の寺である。

③ 四月八日 釋迦の降誕を祝う灌佛會の日。『荆楚歲時記』に、「四月八日、諸寺設齋、以五色香水浴佛、共作龍華會。按、『高僧傳』、『四月八日浴佛、以都梁香爲青色水、鬱金香爲赤色水、丘陵香爲白色水、附子香爲黃色水、安息香爲黑色水、以灌佛頂」。

④ 宦闈 「闈」は、闈人で、宮門の開閉をつかさどる門番。『禮記』内則に、「深宮固門、闈寺守之」、鄭玄注に「闈掌守中門之禁也」とあるように、寺人すなわち宦官が多くその任に當たった。

⑤ 覘伺 様子をかがう。『三國志』吳書二吳主傳注に引く『魏略』に、「復與關羽更相覘伺、逐利見便、挾爲卑辭」。『晉書』九八王敦傳に、「敦以溫嶠爲丹陽尹、欲使覘伺朝廷。ここには監視人のこと。

62 齊武帝時^①、内人出家爲異衣、住禪靈寺者^②、猶愛帶之如初。

齊の武帝のとき、宮女が出家して尼となり、禪靈寺に住むようになった者は、従前と同様に愛顧を受けた。

〔注〕

① 齊武帝時云云 この記事も原據未詳。『永樂大典』一三八二

三・二眞「寺」に引く『金樓子』箴戒篇には、次のようにある。

「齊武帝時、内人出家爲異衣、住禪靈寺者、猶愛帶之如初」。

② 異衣 僧衣を意味するに違いないが、用例未詳。『校箋』は「緇衣」の誤りかという。

③ 禪靈寺 『南齊書』一八瑞祥志に、「永明」七年、越州獻白珠、自然作思惟佛像、長三寸。上起禪靈寺、置刹下。同一九五王志に、「世祖起禪靈寺初成、百姓縱觀、或曰、『禪者授也、靈非美名、所授必不得其人』。後太孫立、見廢也」。『讀史方輿紀要』二〇應天府江寧縣に、「禪靈寺、在府西南。梁承聖初、王僧辯至張公洲、乘潮入淮、進至禪靈寺前。『永樂大典』一三八二・二眞「寺」では、「禪靈寺」の項目を設けて、『洛陽志』を引き、「禪靈寺在大夏門御道東」という。

63 齊鬱林王^①、初欲廢明帝^②。其文則内博士韓蘭英所作也。^{*③}
蘭英號韓公、總知内事、善於文章。始入、爲後宮司儀。^④

齊の鬱林王は、はじめ明帝（蕭鸞）を廢そうとした。そのとき書いた文は内博士韓蘭英の作ったものである。蘭英は韓公と號し、後宮のことも取りしきっていて、文章を善くした。宮廷に入ると、後宮司儀となった。

〔校勘〕

「也」…四庫本・抄本缺。謝校補。

〔注〕

① 齊鬱林王 齊鬱林王蕭昭業（四七三—四九四）、字は元尙、小字は法身。武帝の子文惠太子の子。太子の死に伴って皇太孫となり、武帝の死後、即位した。在位四九三—四九四。華美を好み、國費を濫費して財政を涸渇させ、時の實力者西昌侯蕭鸞（後の明帝）に殺された。死後、位を鬱林王に落とされた。『南齊書』四鬱林王本紀・『南史』五齊本紀下・『魏書』九八高夷劉蕭道成傳付。

② 初欲廢明帝 明帝は、蕭鸞。當時は大將軍の任に在り、最大の實力者だった。『南齊書』鬱林王本紀に、「既而尼媼外入、頗傳異語、乃疑高宗（蕭鸞）有異志。中書令何胤以皇后從叔見親、使直殿省、嘗隨后呼胤爲三父、與胤謀誅高宗、令胤受事。胤不敢當、依違杜諫、帝意復止。乃謀出高宗於西州、中勅用事、不

金樓子譯注（四）（興膳）

復關語。高宗慮變、定謀廢帝」。

③ 其文則内博士韓蘭英所作也云云 韓蘭英は、『南齊書』武穆裴皇后傳に、「吳郡韓蘭英、婦人有文辭。宋孝武世、獻『中興賦』、被賞入宮。宋明帝世、用爲宮中職僚。世祖以爲博士、教六宮書學、以其年老多識、呼爲韓公」。また『南史』一一。『詩品』下品には、鮑令暉と併せて評があり、「蘭英綺密、甚有名篇。又爲談笑。齊武謂韓云、「借使二媛生于上葉、則玉階之賦、紈素之辭、未詎多也」。『隋書』經籍志集部別集類に「宋後宮司儀韓蘭英集四卷、亡」。

④ 司儀 『周禮』秋官・司儀に、「司儀、掌九儀之賓客擯相之禮、以詔儀容辭令揖讓之節」。鄭玄注に、「出接賓曰擯、入贊禮曰相、以詔者、以禮告王」。『後宮司儀』は、『宋書』四一后妃傳に、「後宮司儀、準左僕射、銓人士」。

64 齊鬱林王、武帝嫡孫^①。嗣位之日、與妃何氏書、題作一喜字、又作三十許細喜字繞四邊。

齊の鬱林王は、武帝の嫡孫になる。帝位を嗣いだ日、妃の何氏に與えた手紙に、「喜」の一字を記し、その周りに三十ばかりもの細字の「喜」字を書きめぐらした。

〔注〕

- ① 武帝嫡孫 『南齊書』鬱林王本紀に、「鬱林王昭業字元尚、文惠太子長子也」。父文惠太子蕭長懋は、武帝の長子。『南齊書』二一文惠太子傳に、「世祖年未弱冠而生太子、爲太祖所愛」。
- ② 嗣位之日云云 この記事は『南齊書』にはない。『魏書』九八烏夷蕭道成傳に、「及在東宮、蹟（武帝）有疾、令楊氏（女巫）日夕祈禱、令蹟早死。與何氏書、於紙中作一大喜字、作小喜三十六字遠之」。また『南史』齊本紀下に、「武帝有疾、又令楊氏日夜祈禱、令宮車早晏駕。時何妃在西州、武帝未崩數日、疾稍危、與何氏書、紙中央作一大喜字、而作三十六小喜字繞之」。

- ③ 妃何氏 『南齊書』二〇皇后・鬱林王何妃傳に、「鬱林王何妃名婧英、廬江灑人、撫軍將軍戢之女也。永明二年、納爲南郡王妃。十一年、爲皇太孫妃。鬱林王即位、爲皇后。嫡母劉氏爲高昌縣都鄉君、所生母宋氏、爲餘杭廣昌鄉君。將拜、鏡在床無故墮地。其冬、與太后同日謁太廟。后稟性淫亂、爲妃時、便與外人姦通。在後宮、復通帝左右楊珉之、與同寢處如伉儷。珉之又與帝相愛愛、故帝恣之。迎后親戚入宮、賞賜人百數十萬。以世祖耀靈殿后家屬。帝被廢、后貶爲王妃」。『魏書』烏夷蕭道成傳に、「昭業生而爲其叔子良所養、而矯情飾詐、陰懷鄙惡、與左右無賴羣小二十許人共衣食、同臥起。妻何氏擇其中美貌者與交通。密就富商大賈取錢無數」。

65 齊鬱林王昭業、既嗣位、武帝有甘草杖、宮人寸斷用之。^①

齊の鬱林王昭業が、帝位を嗣いでのもち、武帝の持っていた甘草の杖を、宮女たちは切り刻んで使った。

〔注〕

- ① 武帝有甘草杖二句 『南齊書』鬱林王本紀に、「世祖御物甘草杖、宮人寸斷用之」。『南史』齊本紀下にも、同文がある。

66 齊鬱林王、嘗取武帝衣箱^①、開之、有金射雉^②・玻璃^③・貫納等、悉賜左右。

齊の鬱林王が、かつて武帝の衣装箱を手に入れて、開いてみると、金の射雉や玻璃や貢納品などがあつたが、ことごとく近習の者に與えた。

〔注〕

- ① 嘗取武帝衣箱云云 この記事は原據未詳。ただし、『南齊書』鬱林王本紀の次の記事を参照すべきであろう。「及即位、

極意賞賜、動百數十萬。每見錢、輒曰、「我昔時思汝一文不得、今得用汝未」。暮年之間、世祖齋庫儲錢數億垂盡。開主衣庫與皇后寵姬觀之、給闈人豎子各數人、隨其所欲、恣意輦取、取諸寶器以相割擊破碎之、以爲笑樂。『南史』齊本紀下にも同じ記事がある。

② 金射雉云云 「金射雉」「貫納」は未詳。「貫納」は、字形の近さからすれば、「貫納」かとも推測される。「貫納」は、「納貢」に同じで、外國や諸地域からの獻上品をいう。「玻璃」は、サンスクリット語 *prāhika* の音寫で、水晶の類。

67 齊鬱林王既嗣位、恒在內、與宦者及宮人戲、以玉爲墮公、以金擲之。

齊の鬱林王は帝位を嗣いで、いつも後宮で、宦官や宮女と戯れ、玉を的として、金を放り投げた。

〔校勘〕

〔齊鬱林王既嗣位云云〕…四庫本・抄本缺此條。

〔注〕

金樓子譯注（四）（興膳）

① 恒在內云云 この記事は原據未詳。68注①参照。
② 墮公 未詳。「墮」は、「探」に通じ、盛り土をした弓的。「史記」一一七司馬相如傳に、「令文君當鑪」とあり、韋昭注に、「以土爲墮、邊高似鑪」。ここでは玉をゲームの的としたものか。「公」は、「墮」に愛稱として付した字と解した。

68 齊鬱林王既嗣位、嘗夜中與宦者共刺鼠、至曉、皆用金銀釵。以金花獸紅綸爲襦。

齊の鬱林王は帝位を嗣いで、かつて宦官たちと共に、明け方になるまで鼠刺しをして、みな金銀のかんざしを用いた。金花獸紅の綸子で襦褌を作った。

〔校勘〕

〔刺〕…各本とも「刺」に作るが、意を以て改める。「至」…四庫本・抄本「至」上に「立」字があるが、恐らくは衍字。

〔注〕

① 嘗夜中與宦者共刺鼠云云 この記事は原據未詳。『南齊書』本紀に、東昏侯に關して類似の記事が見える。「嘗夜捕鼠達旦、

以爲笑樂。『南史』齊本紀下にも、同じ話が見える。『太平御覽』九一―獸部三鼠に引く『金樓子』には、次のようにある。
「齊鬱林王夜中與宦者共刺鼠、至曉、夜輒得數十鼠。」

69 齊鬱林王既嗣位、常列胡伎二部、夾閣迎奏、極意賞賜、
動百數十萬。

齊の鬱林王は帝位を嗣いで、のち、いつも胡伎二班を連れて、樓閣のまわりで演奏させ、好き勝手に褒美を與えては、ともすると數十萬の額に上った。

〔校勘〕
「列胡」…抄本↓「立歌」。「極」…四庫本↓「隨」。

① 常列胡伎二部云云 『南齊書』鬱林王本紀に、「在世祖喪、哭泣竟、入後宮、嘗列胡伎二部夾閣迎奏。『南史』齊本紀下に、「武帝」臨崩、執帝手曰、『阿奴、若憶翁、當好作』。如此再而崩。大斂始畢、乃悉呼武帝諸伎、備奏衆樂、諸伎雖畏威從事、莫不哽咽流涕」。また、「及武帝梓宮下渚、帝於端門內奉辭、輜

輶車未出端門、便稱疾還內。裁入閣、即於內奏胡伎、鞞鐸之聲、震響內外」。

② 極意賞賜云云 『南齊書』鬱林王本紀に、「及即位、極意賞賜、動百數十萬。每見錢、輒曰、『我昔時思汝一文不得、今得用汝未』。『南史』齊本紀下にも同趣旨の記事がある。66注①参照。

70 齊鬱林王既嗣位、賞賜無度、武帝庫儲垂盡、嘗開主衣庫、與皇后寵姬觀之。又給闈人豎子各十數人、隨其所欲、恣意輦取。取諸寶器、以相割擊破碎之、以爲笑樂。

齊の鬱林王は帝位を嗣いで、のち、とめどなく褒賞を與え、武帝の藏の貯藏品は盡きかけた。かつて宮廷の衣裳庫を開けて、皇后や寵姬たちと中を見た。また宦官や童僕十數人に衣裳を給與し、彼らの望むに任せて、好き勝手に取らせた。寶器を取りだし、粉々に叩き割っては、笑い楽しんだ。

〔校勘〕
「主」…底本・四庫本↓「生」。『南齊書』鬱林王本紀及び抄本謝

校・百子全書本等により改める。「十數人」…抄本↓數十人。「取」…諸本とも缺。『南齊書』『南史』及び抄本謝校により補う。

〔注〕

① 賞賜無度云云 『南齊書』鬱林王本紀には、69注②の文に續けていう。「昇年之間、世祖齋庫儲錢數億垂盡。開主衣庫與皇后寵姬觀之、給閹人豎子各數人、隨其所欲、恣意輦取、取諸寶器以相剖擊破碎之、以爲笑樂。』『南史』齊本紀下にも同趣旨の記事がある。

② 武帝庫儲垂盡 『南史』齊本紀下には、次のようにある。「武帝聚錢上庫五億萬、齋庫亦出三億萬、金銀布帛不可稱計。即位未朞歲、所用已過半、皆賜與諸不逞羣小。』『資治通鑑』一三九齊紀五はそれに基づき、胡三省注に、「上庫所儲以備郡國之用。齋庫以供齋內所須、人主之好用。出者出三億萬數之外也。』

71 齊鬱林王時、有顏氏女、夫嗜酒、父母奪之、不出、入宮爲列職。^②帝以春夜命後宮司儀蘭英爲顏氏賦詩、曰、「絲竹猶在御、愁人獨向隅。棄置將已矣、誰憐微薄軀」。帝乃取之。^④

金樓子譯注（四）（興膳）

齊の鬱林王のとき、顏氏の女がいて、夫が酒飲みのため、父母が彼女を奪って、夫の許に歸さず、後宮に入れて女官の職に就かせた。帝は春の夜の折りから、後宮司儀の韓蘭英に命じて顏氏の女のために詩を作らせた。詩にいう、「絲竹 猶お御に在るも、愁人 獨り隅に向り。棄置せられて將に已まんとす、誰か微薄の軀を憐まん」と。帝はよくやく彼女を夫の許に歸した。

〔校勘〕

「猶」…底本・四庫本↓「獨」。「獨」字の重出を嫌い、抄本謝校・百子全書本等により改める。

〔注〕

- ① 有顏氏女云云 この記事は原據未詳。
- ② 入宮爲列職 「列職」は、『續漢書』百官志二の劉昭注に、「凡『漢官』所載列職人數、今悉以注」とあるように、諸々の官職。後宮の職階については、58注①に引く『南齊書』皇后傳序の記事を参照。
- ③ 後宮司儀蘭英 「蘭英」は、韓蘭英。63に既出。同注③参照。
- ④ 絲竹猶在御云云 この詩は、馮惟訥『古詩紀』や丁福保『全

漢三國晉南北朝詩』には未收。遼欽立『先秦漢魏晉南北朝詩』には、『金樓子』にもとづき、「爲顏氏賦詩」の題で收められる。韓蘭英の現存する唯一の作品。

72 東昏侯寶卷^①、黑色^②、身纔長五尺、猛眉出口。

東昏侯寶卷は、色黒で、身の丈わずかに五尺、猛々しい眉に尖り口だった。

[注]

① 東昏侯寶卷 齊東昏侯蕭寶卷（四八三—五〇二）、字は智藏、本名は明賢。明帝の第二子。建武元年（四九四）、皇太子となり、永泰元年（四九八）、七月、明帝の死後に帝位に即き、年號を永元と改めた。政務を顧みず奢侈に耽って、財力を疲弊させ、亡國の因を作った。蕭衍（のちの梁武帝）に都城を包圍されて籠城中に、部下に殺された。死後に東昏侯に追封された。

『南齊書』七東昏侯本紀・『南史』五齊本紀下・『魏書』烏夷蕭道成傳付。

② 黑色云云 この記事は原據未詳。

73 齊東昏侯時、後宮遭火之後、更起仙華・神仙・玉壽殿^①。刻畫彫彩、青金鉛帶^②、錦幔珠簾、窮極巧麗。

齊の東昏侯のとき、後宮が火災に遭ったあと、仙華殿・神仙殿・玉壽殿を次々に建てた。彫刻や彩色を施し、青い金に鉛の帶、錦の幔幕に眞珠の簾といった、技巧と華麗さを極めたものだった。

[注]

① 後宮遭火之後云云 『南齊書』東昏侯本紀に、「後宮遭火之後、更起仙華・神仙・玉壽諸殿、刻畫雕綵、青姦金口帶、麝香塗壁、錦幔珠簾、窮極綺麗」。『南史』齊本紀下の描寫はさらに詳しい。「永元」三年、殿内火、合夕便發、其時帝猶未還、宮内諸房間已閉、内人不得出、外人又不敢輒開、比及開、死者相枕。領軍將軍王瑩率衆救火、太極殿得全。内外叫喚、聲動天地。帝三更中方還、先至東宮、慮有亂、不敢便入、參覘審無異、乃歸。其後出游、火又燒瑋儀・曜靈等十餘殿及栢寢、北至華林、西至祕閣、三千餘間皆盡。左右趙鬼能讀『西京賦』、云「栢梁既災、建章是營」。於是大起諸殿、芳樂・芳德・仙華・大興・含德・清曜・安壽等殿、又別爲潘妃起神仙・永壽・玉壽三殿、

皆巾飾以金璧。其玉壽中作飛仙帳、四面繡綺、窗間畫神仙人。
又作七賢、皆以美女侍側。鑿金銀爲書字、靈獸・神禽・風雲・
華炬、爲之玩飾。椽桷之端、悉垂鈴佩。江左舊物、有古玉律數
枚、悉裁以鈿笛。莊嚴寺有九子鈴、外國寺佛面有光相、禪靈寺
塔諸寶珎、皆剝取以施潘妃殿飾。云云。

② 青金鉛帶 この句の意未詳。『說文解字』に、「鉛、青金也」とあるが、適解を得ない。『南齊書』東昏侯本紀では、「青姘金口帶」に作る。注①参照。

74 齊東昏侯以青油爲堂、名瑠璃殿。穿針樓在其南、最可觀望。上施織成帳、懸千條玉珎、晝晝夜不絕。地以錦石爲之。殿北開千門萬戶。又有千和香、香氣芬馥、聞之使人動諸邪態、兼令人睡眠。

齊の東昏侯は青油を用いて堂を造り、瑠璃殿と名づけた。穿針樓はその南に在って、最も眺望がよかった。上には織成布製の帳をしつらえ、千本の玉珎を下げて、その音が晝夜絶えなかった。床には錦石を敷いた。殿の北には多くの宮室を設けた。また千和香を焚き、その香は馥郁として、

金樓子譯注(四)(興膳)

それを嗅ぐとあるまじきふるまいをさせたり、さらに眠氣をもよおさせた。

〔校勘〕

〔芬〕…四庫本・抄本↓「紛」。

〔注〕

① 齊東昏侯以青油爲堂云云 『南齊書』東昏侯本紀に、「世祖興光樓上施青漆、世謂之青樓。帝曰、『武帝不巧、何不純用瑠璃』。『南史』齊本紀下にも同じ記事がある。「青油」は、『南齊書』『南史』にいう「青漆」と同じで、青色の塗料。

② 穿針樓 「穿針」は、針の穴を糸で通すことで、七夕には七つの穴に糸を通して手藝の上達を祈る乞巧奠が行なわれた。

『輿地志』(『太平御覽』三二時序部一六七月七日)に、「齊武帝起層城觀、七月七日、宮人多登之穿針、世謂之穿針樓」。

③ 織成帳 「織成」は、色糸と金縷で織り成した高級な織物。『南齊書』輿服志に、「袞衣、漢世出陳留襄邑所織。宋末用繡及織成。建武中、明帝以織成重、乃采畫爲之、加飾金銀薄、世亦謂爲天衣」。

④ 地以錦石爲之 『太平御覽』九八一香部一香に引く『金樓子』には、次のようにある。「齊東婚以錦石爲殿、內開千門萬戶、又有和香、香氣芬馥、聞之使人歡悅、生諸雅態、兼令睡

眠。「錦石」は、美しい文様のある石。『太平御覽』三九地部四衡山に引く『南嶽記』に、「山有錦石、斐然成文」。

⑤ 千門萬戸 殿中に多くの部屋のあることをいう。『史記』孝武本紀に、「於是作建章宮、度爲千門萬戸」。班固『西都賦』

〔文選〕一に、「張千門而立萬戸、順陰陽以開闔」。

⑥ 千和香 よく調合した香。梁・何遜「詠七夕」の「風吹百和香」のように、「百和香」の用例は多いが、「千和香」の例は未檢。

75 齊東昏侯、初於宮中取空輦行之^①、繞臺。如天子儀服、^②自捉玉手版^③、金梁路帶^④。

齊の東昏侯は、「即位する」以前、宮中で天子専用の空き車に乗って、臺をぐるりと巡った。また天子の禮装さながらに、自ら玉の笏を手に取り、金梁路帶を身に着けた。

〔校勘〕

〔版〕…四庫本↓「板」。底本の校語に、「案此段疑有脫誤」。

〔注〕

① 初於宮中取空輦行之云云 この記事は原據未詳。「輦」は、

輦車で、天子専用の車。『南齊書』輿服志に、當時の輦車のあり方が記されるので、全文を引用する。「輦車、(譯者注、以下括弧内は細字。)如輶車、竹蓬。廂外鑿鏤金薄、碧紗衣、織成苞、錦衣。廂裏及仰頂隱膝後戸、金塗鏤面釘、瑇瑁帖、金塗松精、登仙花紐、綠四緣、四望紗萌子、上下前後眉、鏤鏤。輶枕長角龍、白牙蘭、瑇瑁金塗校飾。漆障塵板在蘭前、金銀花獸獮天龍師子鏤面、榆花鈿指子摩尼炎、金龍虎。扶輦、銀口帶、龍板頭。龍輶輦上、金鳳皇鈴璫、銀口帶、星後梢、瑇瑁帖、金塗香沓、銀星花獸幔竿杖、金塗龍牽、縱橫長欄、背花香柴兆床副。自輦以下、二宮御車、皆綠油幢、絳系絡。御所乘、雙棟。其公主則碧油幢云。』『司馬法』曰、『夏后氏輦曰金車、殷曰胡奴車、周曰輶車』、皆輦也。『漢書』叔孫通傳曰、『皇帝輦出房。成帝輦過後宮、此朝宴竝用也。輿服志云、『輦車具金銀丹青采履雕畫蒲陶之文、乘人以行』。信陽侯陰就見井丹、左右人進輦、是爲臣下亦得乘之。晉武帝給安平獻王孚雲母輦。晉中朝又有香衣輦、江左唯御所乘。

② 天子儀服 「儀服」は、儀式用の禮服。『後漢書』皇后紀下に、「漢制、皇女皆封縣公主、儀服同列侯。其尊崇者、加號長公主、儀服同蕃王。諸王女皆封鄉・亭公主、儀服同鄉・亭侯」。

③ 手版 笏のこと。『宋書』禮志五に、「晉氏江左、大駕未立、故郊祀用法駕、宗廟以小駕。至於儀服、二駕不異」。

④ 尚書

令・僕射・尙書、手板頭復有白筆、以紫皮裹之、名笏。『南齊書』輿服志に、「百官執手板、尙書令・僕・尙書、手板頭復有白筆、以紫皮裹之、名曰笏」。『禮記』玉藻に、「笏、天子以球玉、諸侯以象、大夫以魚須文竹、士竹本象可也」。鄭注に、「球、美玉也」。

④ 金梁路帶 未詳。校語に「案此段疑有脫誤」とあるように、末尾の一節はことに意を得ない。「金梁」は、文字通り「金の梁」によって作られた装身具の類か。宋・劉義恭「謝金梁鞍啓」(『太平御覽』三五八兵部八九鞍)に、「賜臣供御金梁橋鞍、制作精巧、宜副龍駒」とある。『校箋』は、「金梁」について、「疑謂皮弁」といい、「路帶」について、「疑當作『絡帶』、即『鉤絡帶』」というが、なお俄かに賛同しがたい。

76 齊東昏侯、於芳樂苑諸樓觀壁上、畫男女淫褻之狀。又於苑中立市、太官則每旦進酒肉雜肴、使宮人屠沽。

齊の東昏侯は、芳樂苑の諸樓觀の壁上に、男女が亂らに戯れるさまを描いた。また苑中に市を設けて、料理擔當官が毎日朝から酒肉や種々の肴を俟に進め、宮女に肉屋や酒場をやらせていた。

金樓子譯注(四)(興膳)

〔校勘〕

〔太〕…四庫本・抄本↓「大」。〔肴〕…諸本この字を缺くが、『南齊書』東昏侯本紀により補う。

〔注〕

① 於芳樂苑諸樓觀壁上云云 『南齊書』東昏侯本紀に、「永元三年、於閔武堂起芳樂苑、山石皆塗以五采、跨池水立紫閣諸樓觀、壁上畫男女私褻之像。『南史』齊本紀下にも同内容の記述がある。

② 又於苑中立市云云 『南齊書』東昏侯本紀に、「又於苑中立市、太官每旦進酒肉雜肴、使宮人屠沽、潘氏爲市令、帝爲市魁、執罰、爭者就潘氏決判」。また『南史』齊本紀下に、「又於苑中立店肆、模大市、日游市中、雜所貨物、與宮人鬪豎共爲禪販。以潘妃爲市令、自爲市吏錄事、將鬪者就潘妃罰之。帝小有得失、潘則與杖、乃敕虎賁威儀不得進大荆子、閤內不得進實中荻。雖畏潘氏、而竊與諸姊妹淫通。每游走、潘氏乘小輿、宮人皆露禪、著綠絲屨、帝自戎服騎馬從後。又開渠立埭、躬自引船、埭上設店、坐而屠肉。于時百姓歌云、『閔武堂、種楊柳、至尊屠肉、潘妃酤酒』」。

③ 太官 宮中の食事を擔當する官。49注②參照。

77 齊東昏侯寶卷妃潘氏、服御極選珍寶、琥珀釧一隻直七

千萬。^③

齊の東昏侯寶卷の妃潘氏は、衣服調度に飛び切りの品を選びぬき、琥珀の腕輪は一つが七千萬もした。

〔校勘〕

「寶卷妃」…四庫本・抄本は「寶卷」二字を缺く。底本は「妃」字を缺く。いま意を以て「妃」字を補う。

〔注〕

① 齊東昏侯寶卷潘氏 『南史』七七恩倖・茹法珍傳に、「所幸潘妃本姓俞、名尼子、王敬則伎也。或云、宋文帝有潘妃、在位三十年、於是改姓曰潘、其父寶慶亦從改焉。帝呼寶慶及法珍爲阿丈、蟲兒及東冶營兵俞靈韻爲阿兄。帝與法珍等俱詣寶慶、帝躬自汲水、助厨人作膳、爲市中雜語以爲諧謔」。

② 服御極選珍寶云云 『南齊書』東昏侯紀に、「潘氏服御、極選珍寶、主衣庫舊物、不復周用、貴市民間金銀寶物、價皆數倍。虎魄釧一隻、直百七十萬。『南史』齊本紀下にも、同じ記事がある。

③ 琥珀釧一隻直七千萬 四庫本の校語に、「案南齊書作百七十萬」。

78 齊東昏侯、嘗爲潘妃御車、製雜色錦伎衣、綴以金花玉鏡。

齊の東昏侯は、かつて潘妃のために車を御し、色とりどりの錦の衣裳をしつらえて、黄金の花や玉の鏡をそれに取りあわせた。

〔注〕

① 嘗爲潘妃御車 『南齊書』東昏侯紀に、「拜愛姬潘氏爲貴妃、乘臥輿、帝騎馬從後。『南史』齊本紀下にも同じ記事がある。

② 製雜色錦伎衣云云 『南齊書』東昏侯紀に、「帝有膂力、能擔白虎槿。自製雜色錦伎衣、綴以金花玉鏡衆寶、逞諸意態。『南史』齊本紀下に、「擔幢諸校俱服飾、皆自製之、綴以金華玉鏡衆寶」。

79 齊東昏侯潘妃、嘗著補襦袴。

齊の東昏侯の潘妃は、かつて乗馬袴をはいていた。

[注]

① 嘗著裊襜袴 「裊襜」は、「兩當」とも書き、胸當ての着いた袖なしの上着。「兩當鎧」といえば、袖なしの鎧。『新唐書』車服志に、「裊襜之制、一當胸、一當背、短袖覆膊」。ここでは「袴」と對になった乗馬服をいうのであろう。この條は『南齊書』東昏侯紀の記事にもとづくと思しいが、『南齊書』では「裊襜袴」を「袴褶」に作る。「潘妃」嘗著織成袴褶、金薄帽、執七寶縛稍、戎服急裝、不變寒暑、陵冒雨雪、不避坑窄、馳騁渴乏、輒下馬解取腰邊蠶器酌水飲之、復上馬馳去。「裊襜袴」とは、恐らく「袴褶」と同一のものであろう。元・馬端臨『文獻通考』一一二に、「按袴褶魏晉以來、以爲車駕親戎中外戒嚴之服、晉制雖有其說、而不言其制、然既曰戒嚴服之、必戎服也」。これらから判斷するに、「裊襜袴」とは、上下一續きの乗馬ズボンの如きものだったか。

金樓子卷一

(この譯注の作成に當たつては、稻垣裕史・今橋さやか・尾崎勤・大賀晶子・鈴木達明・二宮美那子・渡邊登紀の諸氏による草稿を參照した。記して謝意を表する。)